

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 3 月 15 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 9 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・山口・山田各委員		
説明員	建設部長、水道局長、水道局参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市住宅リフォーム助成事業について」

○(建設)建築住宅課長

小樽市住宅リフォーム助成事業について、資料に基づきまして説明をいたします。

初めに、「1 平成24年度補助金交付状況について」説明をいたします。

①の補助金交付確定件数についてであります。第4回定例会の当委員会で、補助申請の状況を報告した以降に、当初の当選者から1件取りやめ届が提出されましたので、最終的な交付確定件数は合計で96件、取りやめ件数が34件となりました。

次に、②の補助金の確定額等についてであります。補助金確定額が総額で1,584万7,000円となりまして、1件当たりの平均金額は16万5,000円となりました。今年度の補助金の予算額が2,000万円でしたので、415万3,000円の残額が発生することとなりました。

また、リフォーム工事費の総額は2億2,683万7,000円となり、1件当たりの平均金額は236万3,000円となりました。

次に、③の省エネ改修工事件数についてであります。96件のうち16件が省エネ改修工事を実施し、補助金の上限額が上乗せになっております。

次に、④の工事請負業者数についてであります。資格登録業者96社のうち、当該事業におけるリフォームを請け負った業者は53社となっております。

次に、「2 平成25年度事業について」説明いたします。

①の事業の概要についてであります。予算につきましては、補助金として2,000万円ということで今定例会に提案させていただいております。

また、応募者多数で抽選となった場合、当選件数、補欠件数は今年度と同様にそれぞれ100件、30件を予定しています。

次に、②の事業スケジュールについてであります。今年度は予想以上に辞退者が多かったこと、その理由の多くが補助申請前に工事着手又は工事完了したためであったことや、昨年実施したアンケート調査で、できるだけ周知を図るべきであるすとか、補欠者の工事着手時期が遅すぎるなどの御意見をいただいたことから、そのあたりを少しでも改善できるようなスケジュールといたしました。

具体的には、事業者向け説明会の開催を昨年比べて10日ほど早め、申込期間を10日ほど延ばし、周知期間を長めに設定いたしました。

また、補欠者の方々が工事に着手できる時期を少しでも早めるために、当選者の補助申請締切りを昨年より1か月早め、繰上当選の決定時期を早めるとともに、補助申請締切り前であっても、当選者に辞退者が発生した場合には随時繰上当選とし、工事に着手できるようにしたいと考えております。

このほかに、今年度は申請者の資格要件を満たしていないために辞退した方もおりましたので、当初の申込時点での資格要件の周知徹底を図るなどして、少しでも辞退者が減るような形で、平成25年度事業を進めてまいりたいと考えております。

## ○委員長

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

### ○（建設）阿部主幹

忍路防災事業の進捗状況について、小樽開発建設部に聞き取りを行っておりますので、昨年の第 1 回定例会の当委員会で報告した以降の状況について報告いたします。

まず、市道関連ですが、忍路防災事業による国道ルート変更に伴う忍路地区の市道つけ替えにつきましては、平成 23 年度に市と小樽開発建設部が基本協定を締結しておりますが、この協定に基づき、小樽開発建設部が進めている市道つけ替え用地の取得が順調に進んでいることから、国道 5 号から忍路市街地への入り口に位置する市道忍路海岸線において、平成 25 年度から小樽開発建設部が市道つけ替え工事に着手する予定と聞いております。

次に、国道関連ですが、新国道用地の取得も順調に進んでいることから、平成 25 年度には桃内地区の海岸部で昨年着工した新国道工事期間中の国道迂回路を完成させるほか、忍路地区で国道本線の切り土工事などに着手する予定と聞いております。

なお、現段階では事業完成の時期は未定とのことですが、今後、小樽開発建設部では早期の供用を目標に、さらに用地の取得を進めるとともに、新国道トンネルを含めた国道や市道の工事を順次進めていく予定と聞いています。

## ○委員長

「平成 25 年度臨時市道整備事業について」

### ○（建設）建設事業課長

平成 25 年度臨時市道整備事業につきまして説明いたします。

予算につきましては、事業費として 4 億円を計上しており、そのうち 1 億円が債務負担として 3 月中にも発注を予定し、3 億円が通常分として 4 月以降に発注予定であります。

お手元に配付しました表紙の裏の一覧表をごらんください。

整備事業の内容でございますが、老朽化の著しい路線、小学校周辺の通学路溢水対策などについて、整備の緊急性、事業の効果等を総合的に判断して、33 路線を選定したものであります。

33 路線の内訳としましては、種別の欄に示してあります道路改良が 13 路線、側溝改良が 17 路線、舗装改良が 3 路線となっております。

図面の見方についてであります。3 の市道金沢通線と、7 の市道幸環状 1 号線を例に説明しますので、ごらんください。

3 の金沢通線につきましては継続事業で、債務負担により道路改良工事を予定し、また 7 の市道幸環状 1 号線も同じく継続事業で、こちらは通常により側溝改良を予定しており、工事内容として標準断面図を添付してございます。いずれも実線が当該年度施工区間となっており、黒四角の破線が過年度施工済みの区間で、丸の点線が平成 26 年度以降の計画となっております。

なお、計画路線につきましては、今後、調査等により延長や内容等が変更になる可能性もあり、弾力的な事務執行を行ってまいりたいと考えております。

## ○委員長

「奥沢水源地保存活用検討委員会について」

### ○（水道）整備推進課長

1 月 31 日に第 3 回目となる奥沢水源地保存・活用検討委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

第 3 回目の検討委員会では、基本方針案、ゾーニング案について事務局から説明し、御意見をいただいております。

基本方針案につきましては、基本テーマとして「歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出」を掲げ、3点の基本方針案を提示しております。

1点目は、歴史資産を生かして水道水をつくる仕組みを伝える場とすること、2点目は、自然景観を生かして風景を楽しむ場をつくること、そして3点目は、水と親しむ市民の憩いの場とすることです。

ゾーニング案につきましては、活用区域と保全区域の2種類に区分しております。活用区域は、憩い、学習、交流、周遊をキーワードとした4種類の機能を導入したいと考えております。憩いの機能としては、階段式溢流路の水すだれの風景や春の桜、新緑、秋の紅葉などの風景を楽しむこと、学習の機能としては、創設水道施設として水をつくってきた歴史や自然の大切さを学ぶことなど、交流の機能としては、川での水遊びやピクニックなど、周遊の機能としては、水源内での散策やジョギングなどの活動メニューをイメージしております。

また、保全区域は、景観の保全や水道施設としての利用などを目的として、立入りに制限を設けるものであります。

検討委員会では、奥沢水源地の水道施設が歴史的にも重要で価値がある資産だということを明確にしたい、施設の説明には掲示板や模型を設置するなど、水のできる仕組みをイメージできるような工夫が必要である、散策路はウッドチップを敷くなど、可能な限り自然に近い形で安全な散策路を検討してほしいなど、委員の皆様からの御意見をいただいております。

今後の予定であります、第4回検討委員会を3月18日に開催して、事務局から基本構想の素案を提示し、検討委員会での御意見等を参考にさせていただきながら、奥沢水源地保存・活用基本構想案として取りまとめていきたいと考えております。

その基本構想案につきましては、本年第2回定例会の当委員会で御報告、御意見をいただいた上で、その後、パブリックコメントを実施し、基本構想として策定していきたいと考えております。

## ○委員長

「小樽市水道局水安全計画の策定について」

## ○（水道）水質管理課長

このたび小樽市水道局として水安全計画を策定いたしましたので、その内容について報告いたします。

それでは、資料に沿って説明いたします。

表紙をめくって「はじめに」のところをごらんください。

策定の背景についてであります、4行目からありますように、「近年、耐塩素性病原微生物等の水源への流入や水道施設内での消毒副生成物の生成など、さまざまな水道水へのリスク（危害）が存在し、さらに油類の流出による突発的な水質汚染事故等も考えられ、水質管理に一層の強化を図っていく必要」が出てきております。

こうした中、WHOでは、食品製造分野で確立されているHACCPの考え方を導入し、水源から蛇口に至る全ての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する水安全計画を提唱しています。我が国においても、厚生労働省が平成20年5月に水安全計画策定ガイドラインを示し、水道事業者にそれぞれの水道システムに適した水安全計画を策定するよう勧めており、本市においても、これまで以上に安全でおいしい水をお客様に供給し続けるため、水安全計画を策定し、水源から蛇口に至る統合的な品質管理を実施していくこととしたものであります。

1ページから9ページにつきましては、「第1章 水質管理の概要」として、現在、水道局で行っている水質管理や水質検査の状況を記述しておりますが、説明については省略させていただきます。

次に、10ページをごらんください。

「第2章 水安全計画策定の基本方針」であります。

ここでは、計画策定に当たり、三つの基本方針を挙げております。

一つ目が安全性の向上、二つ目はお客様からの信頼の確保、11ページに移りまして、三つ目が技術の継承と維持・管理レベルの向上です。特に、三つ目の技術の継承と維持・管理レベルの向上については、技術系職員の約5割が今後10年間で退職していく状況にあることから、水安全計画の策定により、水質管理に係る技術的な事項について、水源から蛇口まで一元的に整理し、危害の対応方法などをマニュアル化することにより、技術の継承をより確実に行っていくとともに、維持・管理レベルの向上を図っていくことといたします。

次に、12ページをごらんください。

「第3章 水安全計画の策定」であります。

「1 水安全計画とは」の2段落目になりますが、水安全計画は、食品衛生管理手法であるHACCPの考え方を導入し、水源から蛇口までのあらゆる過程において、水道水の水質に悪影響を及ぼす可能性のある全ての危害を分析し、管理対応する方法をあらかじめ定めるリスクマネジメント手法です。これにより、危害が発生した場合の迅速な対応が可能となり、水質への影響を未然に防止して、水道水の安全性をより確実なものにすることができま

す。次に、「2 危害分析」の(2)危害の抽出ですが、2行目からありますように、水源から蛇口までのあらゆる過程において、水道水質に影響を及ぼす可能性がある全ての危害を対象としました。危害としては、異常降雨による濁りの発生、車両事故による油汚染などの観点から、合計109種類を抽出しました。

次に、13ページの上段ですが、水安全計画において対象とする水質項目等については、合計104項目を設定し、抽出した危害ごとに、危害が発生した場合に影響を受ける水質項目等20項目を整理しました。

なお、対象とする水質項目等104項目については、参考として資料編22ページから24ページに掲載しております。

次に、13ページ下段の表をごらんください。

危害レベルの判定表ですが、抽出した危害について、発生頻度と被害の程度に基づいて、被害の重大さを示す危害レベルを1から5までの5段階で評価しました。数値が大きいかほど危害レベルが高くなります。

次に、14ページ、「3 危害への対応措置」ですが、(1)管理対応措置の設定にありますように、HACCPの考え方にに基づき、危害が発生した場合に、その影響を最小限にとどめるための管理対応措置を設定しました。それぞれの危害レベルに対する管理対応措置を表に載せております。

下段の(2)管理対応措置の文書化として、2行目になりますが、管理強化が必要となる危害レベル3以上の危害に対しては、管理対応措置をあらかじめマニュアルとして整理し、15ページの1行目にありますように、19項目の標準対応マニュアルとして作成しました。

なお、その一覧を資料編25ページに掲載しております。

次に、同じく15ページの「4 その他」ですが、ただいま説明したもののうち、抽出した危害の具体的な内容等、記載のものについては、安全管理上の観点から公表は控えることとしました。

最後に、16ページをごらんください。

「第4章 水安全計画の管理運用」であります。

「1 運用と体制」ですが、後段にありますように、危害レベル3以上の危害発生時には、標準対応マニュアルに基づいて管理対応措置を実施します。

また、効果的で継続的な水安全計画の運用を行うため、関係する部署が連携して行うための管理運用体制を整備してまいります。

17ページをごらんください。

「4 検証と見直し」ですが、2段落目からありますように、検証は管理運用組織が原則、毎年1回実施し、問題点や課題等が発生した場合、本計画の見直しを行います。

また、水質基準の改正や浄水処理方法の変更など、水道水質に関する状況の変化に対応する見直しもあわせて行

います。

本計画は、図に示すとおり、P D C A サイクルを活用し、定期的かつ継続的な改善を行うことにより、水道水のより高い安全性を確保するとともに、技術の継承と維持・管理レベルの向上を図っていくことといたします。

なお、この水安全計画につきましては、新年度から運用してまいりたいと考えておりますが、冒頭にも申し上げましたとおり、今後はこの計画に基づいて、水源から蛇口に至る統合的な水質管理を実施してまいろうと考えております。

#### ○委員長

「平成25年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

#### ○（水道）総務課長

本年2月15日に開催されました平成25年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について報告いたします。

資料がありますので、ごらんください。

議案につきましては、記載しておりますように、議案第1号から議案第4号の4件であり、議決結果としましては、それぞれ可決されております。

それでは、それぞれの内容を資料に基づき説明いたします。

最初に、1ページ、議案第1号平成25年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算をごらんください。

石狩西部広域水道企業団といたしましては、いよいよ本年4月1日から用水供給を開始いたしますので、平成25年度予算は企業団にとりまして、その用水供給関係の収支を計上する初めての予算となります。

それでは、予算の内容を説明いたします。

平成25年度の事業内容につきましては、第2条の業務の予定量に記載しておりますように、用水の供給先は小樽市、石狩市、当別町の3団体、年間供給水量は891万8,000立方メートル、1日平均供給水量は2万4,432立方メートルであります。

なお、大規模な建設改良工事は予定しておりません。

次に、第3条の収益的収入及び支出であります。用水供給事業収益といたしまして、18億9,032万2,000円を計上しており、その内訳につきましては、用水供給収益などの営業収益10億6,749万円、負担金などの営業外収益8億2,283万2,000円となっております。

また、用水供給事業費用といたしまして20億6,079万円を計上しており、その内訳につきましては、維持管理費などの営業費用16億5,128万7,000円、企業債利息などの営業外費用4億850万3,000円、予備費が100万円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出であります。2ページをごらんください。

資本的収入はなく、資本的支出といたしましては、4億2,718万8,000円を計上しており、その内訳につきましては、事務処理機器の取得に関する建設改良費84万円、企業債償還金4億2,534万8,000円、予備費が100万円となっております。

次に、第5条の一時借入金であります。事業に見合う資金計画上の借入限度額といたしまして、5億円を限度と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合に、他の項から流用することを可能とするものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費及び交際費をその対象としております。

次に、3ページ、議案第2号職員定数条例の一部を改正する条例案をごらんください。

本条例案は平成24年度をもって第1期創設事業が終了することに伴い工事係職員を2名減員する一方で、25年度から供用を開始する浄水場等の運営について、安定した水質となるまでの間、札幌市より技術職員4名の追加派遣を受けることから、企業団職員総数が2名増員となるため、職員定員を「17人」から「19人」へと改めようとするものであります。

なお、条例の施行は、平成25年4月1日からとするものであります。

次に、4ページ、議案第3号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案をごらんください。

本条例案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、条例で定める契約につきまして、複数年にわたる契約ができることとされており、企業団では、これまで該当する契約が少なかったことから、条例を制定してはおりませんでした。契約手続を明確にするため、用水供給開始に合わせまして、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

概要についてであります。まず第1条では趣旨を定め、第2条で長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。対象となる契約は、第1号として、事務用機器、車両などの物品の借入れであって、複数年度にわたる契約を締結することが一般的なもの、第2号として、庁舎等の管理業務など役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたる契約を締結することを要するものとしております。

なお、条例の施行は平成25年4月1日からであります。第2条第1号に掲げる契約にあつては物品を借り入れる日が、同条第2号に掲げる契約にあつては役務の提供を受け始める日が、平成25年4月1日以後である契約が適用いたします。

最後に、5ページ、議案第4号布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例案をごらんください。

本条例案は、平成23年8月に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法であります。この法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規定を地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例を制定するものであります。

内容についてであります。まず第1条で趣旨を定め、第2条で布設工事監督者を配置する工事を規定し、第3条で布設工事監督者の資格、6ページの第4条で水道技術管理者の資格を規定しております。これらの資格等に関する基準につきましては、企業団といたしまして変更する特段の理由がないことから、これまでの水道法の規定どおり定めるものであります。

なお、条例の施行は、公布の日からとするものであります。

## ○委員長

「平成24年度除雪費追加補正について」

## ○（建設）雪対策課長

それでは、除雪費の追加補正について説明いたします。

補正前の除雪費予算額は12億5,000万円で、このたび補正額2億5,000万円を計上し、補正後の額として15億円とさせていただきたいと考えております。

補正額の内訳につきましては、除排雪業務等の委託料として1億9,000万円、除排雪車両借上料として3,000万円、ロードヒーティング関係の需用費として3,000万円であり、これら合わせて2億5,000万円となっております。

追加補正の理由について説明いたします。前回の補正予算の説明後、2月中旬に入ってから真冬が続き、まとまった降雪があり、最深積雪深が116センチメートルから140センチメートルとなったことから、道路の安全を確保し、市民生活及び経済活動を着実に支援するため、主要な幹線道路及び補助幹線道路の排雪、生活路線の排雪等が新たに必要になったところです。

結果として、委託排雪料についてであります。幹線道路で 3 回の排雪を行ったこと、2 月に入って積雪量の多い補助幹線道路を中心に 2 回目の排雪を行ったことから、例年に比べ 1.9 倍となる 70 万立方メートルとなっております。

さらに、3 月に入ってからも約 15 センチメートルの 3 日間連続降雪があり、一度下がった積雪深 123 センチメートルが 155 センチメートルとなり、これにより道路状況を改善するため、市内全域で除雪作業を行ったこと、また国道、道道も排雪を決定したことから、中央ふ頭基部の雪処理場の管理経費がさらに必要となったためであります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された議案について順次、説明願います。

「議案第 29 号について」

#### ○（建設）建築指導課長

議案第 29 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、昨年 12 月 4 日に都市の低炭素化を図ることを目的とした都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

今回新たに設ける手数料の項目は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料と低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の 2 点であります。

主な内容についてであります。初めに低炭素建築物新築等計画認定申請手数料については、法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査であり、申請料は住宅については戸数ごとに、共同住宅については戸数ごとの申請料に共用部分の床面積に応じた申請料を加えた区分ごとに、住宅以外の用途については床面積の区分ごとに分けて、それぞれの手数を設定しています。

2 点目の計画変更認定申請手数料は、法第 55 条第 1 項の規定に基づく計画変更の認定の申請に対する審査であり、認定申請手数料と同様に、申請料は住宅、共同住宅、住宅以外の用途に分けて、それぞれ手数料を設定しています。

また、改正に合わせて手数料還付に関する規定についても整備したところでございます。

なお、条例の施行日についてであります。平成 25 年 4 月 1 日からとしたいと考えております。

#### ○委員長

「議案第 38 号及び第 39 号について」

#### ○（建設）公園緑地課長

議案第 38 号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案及び議案第 39 号小樽市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について、一括して説明させていただきます。

この 2 点の条例案につきましては、平成 24 年第 4 回定例会の当委員会にて説明しておりますので、詳しい内容を省略させていただき、今回はパブリックコメントの結果を説明させていただきます。

パブリックコメントは、昨年 12 月 10 日から本年 1 月 9 日までの 31 日間実施いたしました。市民の方から提出された御意見はございませんでした。このことから、前回説明した内容のとおり条例化するものであります。

なお、この 2 件の条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日としたいと考えております。

#### ○委員長

「議案第 40 号ないし第 42 号について」

#### ○（建設）建設事業課長

議案第 40 号小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例案、議案第 41 号小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案及び議案第 42 号小樽市準用河川管理施設等の構造の技術



基準を定める条例案につきまして、一括して説明させていただきます。

この 3 件の条例案につきましては、平成 24 年第 4 回定例会の当委員会において説明しておりますので、詳しい内容を省略させていただき、今回はパブリックコメントの結果を説明させていただきます。

パブリックコメントは、昨年 12 月 10 日から本年 1 月 9 日までの 31 日間実施しましたが、市民の方から提出された御意見はございませんでした。このことから、前回御説明した内容のとおり条例化するものであります。

なお、この 3 件の条例の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日としたいと考えております。

#### ○委員長

「議案第 43 号及び第 44 号について」

#### ○（建設）小林主幹

議案第 43 号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案及び議案第 44 号小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案について、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第 43 号でございます。

このたびの条例改正は、福島復興再生特別措置法が平成 24 年 3 月 31 日に公布、施行されたことに伴い、東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日において避難指示区域に居住していた居住制限者については、同特別措置法第 21 条において、公営住宅に入居する際の資格要件の一部の具備を不要とされたため、条例において入居者資格の特例措置を講ずる必要から、改正するものであります。

現行の本市における市営住宅の入居資格要件は、条例第 15 条に規定されています一つ目、同居親族があること、二つ目、入居者の収入が条例で定める金額を超えないこと、三つ目、暴力団員でないことのほか、四つ目として公営住宅法に規定されている住宅に困窮していることの 4 点であります。このたびの改正に当たり、避難指示区域に居住していた居住制限者については、一つ目の同居親族があること及び二つ目の入居者の収入が条例で定める金額を超えないことの資格要件を不要とするものであります。

条例の施行日につきましては、公布の日といたしたいと考えております。

次に、議案第 44 号でございます。

小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度につきましては、高齢者、身障者、その他市民が安全で快適な生活をするための住宅改造に必要な資金を融資することにより、居住環境の向上に寄与することを目的に、平成 13 年に設置されたものです。

平成 22 年 4 月からは、居住環境のさらなる向上を図り、あわせて市内経済の活性化に資することを目的として、バリアフリー改造工事のほか、リフォーム全般工事も融資の対象とし、制度の拡大を図るとともに、3 年間の経過措置として、工事の施工業者を市内の事業者に限定して実施してきたところです。しかしながら、現下の厳しい経済状況から、引き続き市内経済の活性化を図るため、工事施工業者の限定する期間を当分の間、さらに延長するものであります。

なお、施行日は、本年 4 月 1 日を予定しております。

#### ○委員長

「議案第 52 号及び第 53 号について」

#### ○（建設）用地管理課長

まず、議案第 52 号市道路線の認定について説明いたします。

一覧表をごらんください。

今回、議案として提出しましたのは 6 路線です。資料に沿って、順次、説明いたします。

図面番号 1 に記載しております銭函中央団地第 1 線、銭函中央団地第 2 線、銭函中央団地第 3 線、図面番号 2 に記載しております銭函 1 丁目新通第 2 分線、図面番号 3 に記載しております桜 3 丁目線につきましては、いずれも

開発行為によって小樽市に帰属された道路で、図面番号 2 に記載しております銭函新通分線は、住民から寄附された道路です。これらの道路は、これまで管理道路として管理していましたが、市道認定に必要な資料が整ったことから、市道認定を行うものであります。

次に、議案第 53 号市道路線の変更について説明いたします。

今回、議案として提出したのは 2 路線です。図面番号 4 に記載されております竹の葉上通線につきましては、現在の認定はオレンジで表示している区間ですが、終点部のピンクで表示している区間を追加するもので、この区間は開発行為によって小樽市に帰属された道路で、帰属後、管理道路として管理していましたが、市道認定に必要な資料が整ったことから、現市道の竹の葉上通線を延長する路線終点の変更を行うものであります。

次に、図面番号 5 に記載しておりますチャラツナイ本通線につきましては、現在の認定は黄色及びオレンジで表示している区間ですが、黄色で表示している区間をピンクで表示している区間に変更するもので、これは一般国道 5 号塩谷防災事業によって市道の一部がつけ替えられることに伴い、路線起点の変更を行うものでございます。

#### ○委員長

「議案第 45 号ないし第 47 号について」

#### ○（水道）総務課長

議案第 45 号から議案第 47 号につきまして説明いたします。

初めに、議案第 45 号小樽市下水道条例の一部を改正する条例案及び議案第 47 号小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案であります。この 2 件の条例案につきましては、先ほどの建設部と同様に、平成 24 年第 4 回定例会の当委員会で説明しておりますので、詳しい内容につきましては、省略させていただき、パブリックコメントの結果を説明させていただきます。

パブリックコメントは、昨年 12 月 10 日から本年 1 月 9 日まで実施いたしましたが、市民の方から提出された御意見はございませんでした。このことから、前回説明しました内容とおおり、条例化するものであります。

なお、条例の施行期日は、議案第 45 号につきましては平成 25 年 4 月 1 日を、議案第 47 号につきましては、第 2 条第 4 項の規定に関する改正後の法令の適用日が平成 26 年度からとなっているため、この条項のみ平成 26 年 4 月 1 日としておりますが、それ以外は公布の日を予定しております。

次に、議案第 46 号小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案であります。

これにつきましては、先ほど石狩西部広域水道企業団議会定例会の議案第 4 号のところでも説明いたしましたが、いわゆる地域主権一括法の制定により水道法の一部が改正されたことに伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規定を地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例を制定するものであります。

内容についてであります。第 1 条で趣旨を定め、第 2 条で水道布設工事監督者を配置する工事を規定し、第 3 条で水道布設工事監督者の資格、第 4 条で水道技術管理者の資格を規定しております。これらの資格等に関する基準につきましては、本市といたしましても変更する特段の理由がないことから、これまでの水道法の規定どおり定めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日を予定しております。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎除排雪について

除排雪の補正予算について説明がありましたので、いくつか伺います。

市内全域で除排雪作業を行ったことで予算が足りなくなるとされておりますけれども、今後、排雪はどうするのか、それから除雪もこれまでの基準どおりに行うのか、また、この除排雪というのは、期限は3月31日で終わるのでしたか。

○（建設）雪対策課長

今後の除排雪の関係ですけれども、基本的に幹線道路は3回目の排雪を終えております。補助幹線道路についても、2回排雪を行っております。そして、あと残っているのが生活路線、基本的には、ほぼ1回排雪が終わっております。ただ、今後、除雪作業では賄えないようなところについては、部分的な排雪行為もせざるを得ないと思っておりますけれども、それは状況に応じての対応というふうに思っております。基本的には除雪作業、それから道路を広げる拡幅作業という形を前提に作業を進めていきたいというふうに思っております。

委託契約については、基本的に3月31日というのが例年なのですが、行政のシステム上、29日金曜日ということで、委託業務は29日までという契約になってございます。しかし、年度末まで業者が責任を持って対応するということですので、その契約等とまた対応というのは別問題になってくるということで認識しております。

○新谷委員

年度末ということですが、今後、暖かくなって解ければいいのですけれども、4月まで雪の状況が結構ひどくなる時もあるのですよね。そのときはもう対応のしようがないのですか。

○（建設）雪対策課長

実は、今年度平成24年度の4月の記録的な大雪で、センチメートル降っております。その部分で、やはり凍結路面ですとか、そういうような対応をかなり強いられました。今回は積雪が観測史上第2位という形の記録になりまして、この雪も、今後、かなり気温が高くなれば解けるのですけれども、そういう状況にならない場合については、4月もそういう道路状況に応じて凍結路面对策等、いろいろな対応をせざるを得ないです。

○新谷委員

そうすると、今、補正予算を計上して、これは全会一致で可決されると思っておりますけれども、予算の面では大丈夫なのですか。4月に入って、仮定ですが、昨年4月の状況もありましたので、そういう場合は予算はどうなるのですか。

○（建設）雪対策課長

正直、4月に入ってからという形では、平成25年度予算、約9億4,500万円という形で入っております。その内訳として、4月にどうしても、例年ですと堆雪場に雪を入れておまして、その雪割り業務ですとか、いろいろな形の業務というのは通常予算でも見込んでございます。そういうような対応の中で、4月になってどうしてもやらなければならない作業が発生した場合においては、25年度予算の中で対応していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

それから、たまたま視覚障害者の方にいろいろ聞くことがあったのですが、本当に今年も雪のせいで路面が非常に悪くなっていて、とても外を歩けないということを言っていましたので、全部をきれいにするというのは難しいかもしれませんが、市民が、特に視覚障害の方などが安心して外に出られるようなことをしていただきたいと思います。具体的にはどこがどうか、どういうふうにやっていくのかということ、これからの課題だと思うのですが、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、予算についてですが、3月5日の総務大臣の閣議後の記者会見で、大雪に対して普通交付税で措置し

た標準的な所要額を超える額については、特別交付税により措置をするというふうに述べているのですけれども、その辺の財源措置は財政部から聞いていますか。

○（建設）雪対策課長

財政部のほうから具体的な話はまだ私に情報は届いていないのですが、北海道から、今、各道内の市町村に対して、豪雪に対応するような状況のところについては、特別にお金が入示として来ていると伺っております。私も、実は先ほど見たのですけれども、本市にも数千万円単位で当たるといことで入示が来ておりますので、そういう数字がいただける中で、適切な書類を早急に出して、その金額についてはいただけるように努力していきたいと思っております。

○新谷委員

◎手数料条例の一部改正について

それから、議案第29号手数料条例の一部改正についてですけれども、手数料の算定はどうやって決めるのか、また自治体によって違うのか、その辺についてお知らせください。

○（建設）建築指導課長

手数料の決め方につきましては、国土交通省で認定審査に係る想定 of 所要時間を設けております。それを基にしまして、市の人件費単価を乗じて手数料額を決めております。

自治体によっての手数料の差はどうかということですが、当然、やはり自治体によっては給料が違いますので、年間の時間で割りますと1時間当たりの単価が変わってきますので、差は出てくると思います。

○新谷委員

そうなりますと、これは、建物を建てるその自治体に必ず申請をしなければならないということですね。

○（建設）建築指導課長

認定の申請につきましては、その建てた自治体に提出するというところでございます。

○新谷委員

小樽市に申請する場合に、民間の調査機関に審査を受けた場合、それから小樽市自身が審査する手数料とかなり差があるのですけれども、民間の場合には全体の審査するお金というか費用、それはどういうぐあいなかわかりますか。

○（建設）建築指導課長

本市で技術審査を行う場合と、技術審査を評価機関で行って認定申請を本市に出す場合、二通りあるわけですが、本市で技術審査を行う場合におきましては、例えば1戸建ての申請ですと3万6,000円です。それで、民間が北海道には8社ありまして、調べてみたのですけれども、本市と比較して、本市が高い場合と低い場合と両方ありましたので、一概に比較できるものではないというふうには思っております。

○新谷委員

それから、民間で審査をして本市に申請した後、それが間違いなく行われているかどうかという、そういうチェックというのは、市でやる必要はないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

最終的なチェックということなのですが、低炭素建築物認定申請を受けて、完了報告書が市に提出されます。それには、建築士が全体的な工事を完了したという署名が添付されておりますので、それで建築指導課では担保しているというふうに確認しております。

○新谷委員

間違いはないのだろうと思いますが、確認申請で構造計算をごまかすという事件がありましたね。そういう心配はないのかということも聞いてみたのですけれども、大丈夫でしょうか。

○（建設）建築指導課長

先ほどもお話ししましたように、あくまで完了報告書が提出される際に、建築士がそこに関与している、工事完了しているという判が押されてきますので、建物全体の工事が完了しているということでございますので、そのようなことはないというふうに考えております。

○新谷委員

この低炭素化促進にはもちろん賛成なのですけれども、こういう心配がないかどうかお聞きしました。

それから、この住宅の建設をすることにより、恩典というのがあると思うのですけれども、それについて説明してください。

○（建設）建築指導課長

経済産業省の認定を受けることによって、メリットがあるのではないかという話なのですけれども、3点ほどございます。まず一つは所得税の最大減税額で、居住年によって違うのですけれども、平成24年は400万円、25年からは300万円です。これは平成24年ですと一般が300万円なので100万円アップ、25年ですと低炭素300万円、一般が200万円ということで100万円アップです。それともう一つは、登録免許税も軽減されます。それと最後になりますけれども、容積率の一部緩和、このようなことでメリットがございます。

○新谷委員

◎住宅リフォーム助成事業について

それでは、次に住宅リフォーム助成事業なのですが、これは予算特別委員会で川畑議員も聞きましたけれども、いくつか伺います。

当選者と補欠者で、取りやめた件数は34件です。このうち、待ちきれないで工事にかかった件数というのは何件ですか。

○（建設）建築住宅課長

34件取りやめが出ておりますが、取りやめの理由が明らかなもののうち、13件が待ちきれなくてといたしますか、既に工事着手又は工事完了したために辞退ということになってございます。

○新谷委員

私たち共産党は、市内経済活性化のためにも、希望者全員を対象にすべきだと思ひまして、3,000万円上乗せの予算修正案も提案したのですけれども、市の提案は来年度も2,000万円です。今年度の1件当たりの平均金額は16万5,000円です。130件を概算すると、若干予算が足りなくなるのですが、その場合はどうするのでしょうか。補正予算に組むのですか。

○（建設）建築住宅課長

確かに、今、委員がおっしゃったように、130人全員が今年度の平均単価16万5,000円になりますと、2,000万円を超えることになるのですが、そういったことがないようにするために、一応補欠者を選定してございまして、当初の申請者が申請を終わった時点で、残りの予算で合うような形で繰上当選者数を決定していきたいということで、2,000万円の中で事業を進めていきたいと考えています。

○新谷委員

あくまでもその金額にこだわって、若干出てもそれは認めないということで、いい制度としてせっかくスタートしたのに、市民の信頼がなくなるような気がしますので、その辺は考え直していただきたいと思ひます。

それから、登録業者96社のうち請負業者が53社というのは、少ないのかなという気がするのですけれども、一番多く請け負った業者、企業は何件ぐらい請け負ったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

53社リフォーム事業のこの工事を請け負った中で、最大で1社当たり5件請け負った業者がございまして、

○新谷委員

私たちは、市の登録で言えば、いわゆるDクラスという業者の方々のほうに仕事が行くようにというふうに思ったのですが、入札に登録をしていない業者も仕事を受注したと思います。どれくらいあったかわかりますか。

○（建設）建築住宅課長

全ての業種に関して入札参加名簿と照らし合わせる時間がなかったものですから、建築一式で、建築工事として登録しているかどうかを確認したところ、53社中39社が入札に参加しておりません。ですから、入札に参加していない小さなといいますか、そういった建築業者の方が約73パーセントを占めたということでございます。

○新谷委員

先ほども説明がありましたけれども、施工業者へのアンケートでは、制度の周知徹底を図ったほうが良いという意見がありました。改めてお聞きしますが、来年度、新たに考えている周知方法、単に期間の延長だけではなくて、ほかに考えていることはありますか。

○（建設）建築住宅課長

まず一つは期間の延長ということなのですが、昨年のアンケート調査の結果、どのようにこの制度を知ったかという問いに対して、業者から聞いたという方、それと広報おたるを見たという方が、それぞれ約50パーセントということで、約半分を占めていたということでございます。そういった意味からも、業者向けの説明会を少しでも早めることによって、業者が営業に歩く時間というものがとれるものですから、そういった形で周知を図るとというのが一つ、それと4月1日の広報掲載後、今年度は20日間ほどの申込期間だったものを来年度は31日間に延ばすことによって、広報を見た方が申し込むまで、それまでの時間を少し確保して、周知の徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

2年目でするので大分知れ渡っているのではないかと思いますけれども、来年度も施工業者、それから利用者にまたアンケートをしていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

アンケートについては、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

◎橋りょう長寿命化修繕計画について

それでは次に、橋りょう長寿命化修繕計画策定について伺います。

2年間で策定をすることになっておりますが、調査と計画策定の進捗状況をお示してください。

○（建設）建設事業課長

橋りょう長寿命化修繕計画の策定状況でございますけれども、調査と策定の2点でございましたけれども、調査につきましては、点検という形で平成20年度から23年度まで実施しておりまして、これについては実施済みになっております。

計画の策定でございますけれども、計画の策定に当たっては4項目ございまして、損傷度合いの詳細分析、実施対策の選定・調査、専門家に意見を聞く、個々の橋梁の修繕計画を取りまとめて公表しなさいという四つの項目があります。そのうち平成24年度につきましては、76橋分の損傷度合いの詳細分析、実施対策の選定・調査を行ってございます。

また、2年目の、平成25年度につきましては、残り59橋を24年度と同じ項目を実施し、合わせて135橋を専門家の意見を聞く、それを取りまとめまして公表、国土交通省へ報告と、そういう状況になってございます。

○新谷委員

これから専門家の意見を聞くということでしたが、その後、修繕計画というのは、何か年計画でやるのですか。

○（建設）建設事業課長

修繕計画の実施についての計画でございますけれども、135橋全て修繕をするという状況ではなくて、この間、橋梁をかけ替えたり補修したりした部分もございます。そういう状況の中で、全部の費用を完全に出すと数十億円という金額になるというふうに考えられる中で、その橋梁の重要度、緊急性等を判断しまして、何年から何年までというのではなくて、修繕計画の目的は橋梁修繕をすることによって、かけ替え等多額の費用を要する部分から費用的に小さくするという意味もございまして、修繕費用の平準化等も含めまして、修繕計画の年数でございますけれども、今のところ、まだ出してございません。仮に全体で50億円かかると1億円ずつやっても50年かかる、そういうことにもなりかねないものですから、修繕計画につきましては、今年度、小樽市の財政ともお話をして、幾らつけてもらえるのか、北海道に幾ら補助金がもらえるのかなどを検討しながら、計画年度につきましては検討していきたいと思っております。

○新谷委員

張碓に旧国道5号の張碓橋があります。昭和8年竣工で、平成18年に土木学会の土木遺産に選奨されております。この張碓橋は本市の土木遺産に選奨されている三つのうちの一つということなのですが、どういう理由で選奨されているのでしょうか。

また、国道だったのですけれども、いつ本市に移管されたのか、お知らせください。

○（建設）建設事業課長

張碓橋通線にかかっている張碓橋でございますけれども、これにつきましては、北海道最初の鋼製プラット型バランスドアーチ橋ということで、昭和初期の国道5号の歴史を伝える唯一の土木遺産ということで選奨されております。

国道5号から市道になった時期でございますけれども、昭和55年に市道に認定されてございます。

○新谷委員

今も言いましたけれども、本市で土木遺産にされている三つのうちの一つの大変貴重な橋だと思います。ここが結構、張碓一札幌間のJRバスの迂回に使ったり、またその他の車も使っております。道路表面が傷んで、補修も行っていただいているのですけれども、地元では、この橋が土木遺産であることから、大切に扱ってほしいという要望もあります。貴重な土木遺産でありますから、一層その維持補修に努力していただきたいと思っております。

それから、ここの調査結果はどうだったのか聞きませんでしたけれども、終わったけれども結果は改修の必要があるかどうか、お聞かせください。

○（建設）建設事業課長

張碓橋の調査の結果でございますけれども、橋梁本体に特段、問題等はございませんでした。ただ、長年、塗装が薄くなっているだとか、橋梁の走行部の舗装が傷んでいるだとか、そういうところがございました。また、通常の維持の中で、塗装の塗り替えは別としまして表面上の舗装の維持修繕につきましては、今後やっていきたいと考えております。

○新谷委員

よろしく願いいたします。

◎都市公園安全・安心事業について

それから、都市公園安全・安心事業についてなのですが、予算特別委員会でも聞きました。小樽公園は日本庭園の改修も行われるということで、本当によかったと思っておりますけれども、気になるのは、ツツジです。ツツジが本当にきれいだなと思うのですけれども、だんだん年をとってきて、老朽化といったらいいのか、樹勢が衰えてきたのですが、手入れとかはどのように行っているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

ツツジに限らず公園の中、特に小樽公園につきましては、従来であれば草刈りを年 2 回行って、そして直営班で剪定などをやっていたという実態もあるのですけれども、最近、予算も削られて、草刈りを発注する回数が減っているものですから、それを補強するような形でどうしても直営班で草刈りに手が回って、枝の剪定などに手が回っていないような実態もございますけれども、見晴台も来年からちょっと検討するというので、あの下にもツツジがたくさんありまして、草に埋もれているような状態でしたので、それにつきましては、雪が降る前に予算をかき集めた中で、平面的な部分に移植した経緯もございます。その辺は限られた予算の中で何とかやってはいるのですけれども、確かに少し足りない部分もございます。それにつきましては、何とか工夫してやっていきたいと考えております。

○新谷委員

昔は「つつじまつり」などもありまして、大変にぎわって、本当によかったなと思っておりますけれども、道路の傷みも目立ちます。今回のこの安全・安心事業の中には入っていないかもしれませんが、小樽観光コースの来ぶらり百選にも、小樽公園が選ばれて載っておりますし、訪れた人が気持ちよく過ごせるように、また道路の傷みも直していただきたいと思っております。

それから、予算特別委員会の中では、望洋東公園にユニット型のバリアフリートイレを試験的に設置するということでしたが、この予算とかメリット・デメリットについてお示してください。

○（建設）公園緑地課長

望洋東公園に設置する予定のこのユニット型の、正確には多目的トイレということで、中が広いものですから、車椅子も対応できるというようなものでございます。これにつきましては、ユニット型ですので短期間に施工できるということがございます。そして、既存のトイレはそのまま生かし、機能を増強できるというメリットもございます。反面、ユニット式ですので、大きなクレーン等を使い作業ができる場所が必要なもので、設置場所が限定されるということもございます。私どもとしては新しい試みですので、今回、実験的なプログラムも含めてまずやってみて、あとは経過を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○新谷委員

この問題については、この次また聞いていきます。

◎水安全計画について

水安全計画についてお聞きします。

この計画は、平成 20 年の厚生労働省のガイドラインに沿ってつくったものですか。

○（水道）水質管理課長

厚生労働省のガイドラインに沿って作成しております。

○新谷委員

この中で、車両事故に伴う汚染物質流入とか、耐塩素性病原微生物による水質問題などが心配だということで、過去にこのような事例は小樽市であったのか、また他市においてこのような事例が多いのか、その辺はどうでしょうか。

○（水道）水質管理課長

小樽市では、まだこういう事故等はありません。

それで、車両関係の事故といいますか、3 年前に朝里ダムの駐車場の側溝に車のオイルが捨てられていたということがありました。未然に、ダムに入る前に防げたので事故にはならなかったのですけれども、こういう事件がありました。

また、耐塩素性病原微生物に関する水質問題としましては、日本で平成 8 年、埼玉県越生町で、水道水に耐塩素



性病原微生物の、クリプトスポリジウムが入っていたことに伴いまして、8,700人に下痢や嘔吐の症状が発生したという事例がございます。

○新谷委員

この問題は大変な問題ですね。

それから、危害レベルの判定に基づいて管理対応措置を行うということですが、標準対応マニュアルは19項目です。109種類の危害があるということなのですが、これだけの危害を考えていて、標準対応マニュアル19項目で間に合うのかなという、専門的なことがあまりわからないのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（水道）水質管理課長

109種類の危害のうち、先ほど言いましたように、13ページの判定表によってそれぞれの危害がどのレベルにあるのかという判断をいたしました。それで、危害レベル3以上の危害につきましては、109種類のうち78種類ございました。ただ、マニュアルとしては、この危害が発生した場合に影響を受ける水質項目ごとにまとめてありますので、また原水とか上水においても同じような危害があるということで、使いやすいようにまとめたのが19項目ということでございます。

○新谷委員

それで、ここまで安全計画を作成するのは本当に大変な作業だったのではないかなと思いますけれども、心配なのは、11ページの技術の継承です。水質基準の技術レベルを支えてきた技術系職員の約5割が、10年間で退職していくということですね。そのためにマニュアルを作成したのだというのですけれども、今後、予想しない新たな危険物質の出現も考えられますし、想定しないことも起きます。それで、そのときに対応するためには、やはり専門技術者の職員を採用して、育成していくことが必要だと思うのです。その点で、対応する立場に立って、減らすばかりではなく、命を守る職員、ぜひ採用していただきたいと思います。いかがですか。

○水道局長

職員の採用のことですので、私から答弁をさせていただきますけれども、予算特別委員会のときも新谷委員の御質問にお答えしたとおり、水道局の上水、下水ともですが、非常に今厳しい経営状況に置かれております。これは平成11年度をピークに、給水収益がずんずん減っているという状況にあります。

そうは言いながら、市民、お客様から、安全で安心な水道水を安定的に供給するということが求められております。そのためには、先ほどから安全計画の中でも何回か使わせていただいていますけれども、水源から蛇口までの統合的な水質管理というのが非常に大切だと考えてございます。小樽水路、大正3年に創設水路、給水を開始してございますけれども、今年で99年を迎えてございます。その間、長年培ってきた技術力というものを新しい世代に引き継いでいくということは、非常に求められているというふうに当局では思っていますし、重要だと思っていますので、水安全計画、水質管理課で作成していますけれども、水質管理ということでなくて、先ほどからお話ししていますけれども、水源から蛇口まで、それにかかわる例えば土木だとか電気だとか、衛生管理の職員についても、今、委員の御指摘のとおり、採用して育成していくことが非常に大切だというふうに思っています。

○新谷委員

ぜひたくさん採用になるように、よろしくお願ひしたいと思います。

◎地下水利用組合について

最後に石狩西部広域水道企業団の報告がありました。この中で年間供給水量は、本市では幾らになるのですか。

○（水道）主幹

平成25年度の年間供給水量のお話だと思いますけれども、平成25年度の供給水量は42万7,050立方メートルでございます。

○新谷委員

これには、今、懸案になっている地下水利用組合の使用する水量も入っていますね。

○（水道）主幹

この水量の中には、地下水利用組合の分も見込んでございます。

○新谷委員

用水供給先が小樽市、石狩市、当別町で、札幌市がないわけなのですが、札幌市が今ないわけというか、札幌市が入ると入らないで大分違うわけですから、この点についてお聞かせください。

○（水道）主幹

札幌市がなぜないのかというお話ですけれども、何回か事業の再評価をやってきてございます。その中で、いろいろと受水時期が変わってございます。最終的には、平成37年度から供給を受けるということになっております。

○新谷委員

それはわかるのですが、ここにはないのは。

○（水道）主幹

理由は、札幌市の、人口の推移というのが、この計画自体が平成4年度のものでございますから、非常に人口が伸びていた時代の話でございました。そのときに計画しておりますので、当初の見込みよりも人口の伸びがなかったという部分もございまして、また水道の需要がもとより伸びなかったという理由が挙げられております。

○新谷委員

それで、今回は札幌市が入っていない、そういう理由で水を使わなくていいというのであれば、小樽市も、言葉は悪いけれども、どうしてそのとき断れなかったのかなと思うのです。何回も言いますけれども、この地下水利用組合が3月31日をもって利用は本当はできないということなのですけれども、予算特別委員会で聞いたように、地下水を利用している場合の法的な規制もないし、まだ利用組合として地下水を使っていくという、そういう方向で、使用料1億2,500万円が入ってこないのはすごい大きいと思うのです。それでなくても市長は3,000万円の福祉灯油でも、財政再建団体になると言って心配して、市民の福祉灯油を実施しないわけです。そういう中でこれだけの穴があくということは、本当に小樽市にとって一大問題だと思うのです。

水道局にどれだけの権限があるかということは、石狩西部広域水道企業団の問題については企画政策室がやっているのだということなのですけれども、企画政策室だけではなくて、市長に対して、平成23年に地下水利用組合から料金の軽減を図ってほしいという要望も出ておりますから、やはりそれにもどう応えていくのかということも含めて、市長みずから出向く必要もあると思いますし、それから小樽市が最初必要ないと言って断ってきたのに、無理やり簡易水道で対応させてきたという北海道の責任は重大ですので、何回も言いますけれども、北海道にもぜひこの責任をとってもらいたいと。減収分の補填をしてもらいたいということを強く言ってほしいと思うのです。

それと、小樽市議会からも石狩西部広域水道企業団議会に充て職で副議長が出ているわけですから、この議会の会議録を見ると、一つも発言していないというのもまた問題だと思うのです。それで、小樽市と相談して議会に臨んでいるのかどうなのか、それはわかりませんが、市のことを考えるのであればいろいろな場面で、ここに提案されたことに意見を何も言わないということはやはり問題だと思います。

これは、ここの建設常任委員会の場ではない、私の意見なのですが、市長にも、それから総務部にもしっかり相談して、ぜひ地下水利用組合の問題を解決するように図っていただきたいと思います。水道局としても、この簡水を預かっているわけですから、料金の軽減や、北海道への責任といった点でも力を尽くしてほしいと思うのですが、局長はいかがですか。

○水道局長

地下水利用組合のことでございますけれども、今、委員から御指摘がありましたとおり、市長も、昨年第4回

定例会で、必要があったら、みずから北海道に要請に行くという答弁もしていますので、我々もまた、再度、今、委員からお話のあったようなことも伝えていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

よろしく願いいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎住宅リフォーム助成事業について

それでは、最初に住宅リフォーム助成事業について聞いていきます。

今回、当委員会では、経済動向というのは加えていませんが、本市の経済動向調査の結果から見れば、本市の建設業界は、結構好転しているというのがよくわかります。他業種については悪化している部分、建設業においては悪化と好転が拮抗しています。そういった観点から、本当にいい成果だと私は思っています。

それで、来年度の予算2,000万円について、間に合うと思いますか。その決意、根拠みたいなものを聞かせてください。

○（建設）建築住宅課長

平成25年度といたしまして2,000万円を補助金として計上させていただいております、基本的にはできればできるだけ多いほうがいいということはわかってはいるのですが、市の財政全般を踏まえた中で、基本的には2,000万円が精いっぱいな金額ということです。ただ、今年度、先ほど説明いたしましたように、2,000万円の予算の中で400万円を超える額を残してしまったというのは、やはり反省すべき点だというふうに思っておりますので、そういった点を25年度は何か改善できるように、有効に予算を執行できるような形をとっていきたいというふうに思っております。

○山田委員

先ほど、アンケートの話もありました。今回の事業スケジュールについては、この平成24年度のアンケート結果を踏まえた対策と私も考えています。今答弁したように、辞退者を出さないような、そういうような形で進んでいきたいと思いますが、その中で1点、昨年24年12月の資料では、省エネに関する部分が29件あったと私も記憶しているのですが、今回の資料では、この③の省エネ改修工事件数、これが16件になっています。この点について何か変わったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

昨年12月の資料といえますと、当委員会に提出した資料でしょうか。

○山田委員

そうです。

○（建設）建築住宅課長

17件だったと思うのですが。

○山田委員

17件でしたか。

そうしたら、この16件の内容はどういうものがあったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

主には、外壁断熱改修ですとか、それからサッシの取替え、それと、2件ほどですが、省エネ設備機器を設置したという例もございます。

○山田委員

今、手元に資料があるのですが、このリフォームされた理由についてということで4ページ、その中の⑤で断熱性の向上や設備機器などの省エネルギー化を図りたかったためということで29件ということであったわけなのですが、今言われたように、16件が省エネルギーで、29件から16件を引けば件数が断熱性ということで理解してよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

アンケートの中に確かに29件という数字がございます。ただ、今日お示しした16件というのは、あくまでもこの省エネ改修をやることによって、上限額が上乗せになっているリフォームです。ですから、例えば、上限額上乗せになっていない200万円以内の工事であれば、その中で改修をやっても基本的に上限額満度と、10万円上乗せにはなっていないものから、その部分が含まれていないということで、上限額が20万円から30万円に増えた、その件数が16件ということです。実際には29件の方が何らかの断熱をやっているとは思いますが、そういった内訳になってございます。

○山田委員

ある程度、私もそういう設備関係のほうはよく知っていると思うのですが、今回、いろいろな形で業者にも聞いているわけなのです。昨年のこの12月20日に出された部分なのですが、今回、このリフォーム省エネ工事件数、いろいろな業者の方がこれをやっていると思うのですが、実際にどういう工事をされたかというのは把握しているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

全般的にといいますか、やはり一番多いのは外壁の張り替えですとか塗装、それと屋根の塗装関係が一番多いです。あと、内部の改修ということで水回り、台所、トイレ、風呂回り、そういったところの改修が多いです。それプラス、先ほど申し上げました断熱改修ですとか、そのような改修工事が行われております。

○山田委員

先ほど新谷委員の御質問にも答えていましたが、登録業者96社中で39社、この業者が入札には参加していなかったということなのですが、この39社の工事内容というのですか、そこら辺、今回、入札に参加していなくて、どういふふうな形で工事をしたかという部分を押さえていますか。

○（建設）建築住宅課長

入札に参加している業者と、それから参加していない業者であっても、工事している内容というのは、基本的には大きな差はないというふう考えております。

○山田委員

要するに、そういうふうに入札に参加しなくとも、ある程度39社の方々はそのような工事もされている点ということを私もわかっております。ですから、実際にこういう請負工事をされた部分では、市に登録しなくとも何かできるということで、これは考えていいのですかね。

（「それはできるでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

山田委員、市に入札登録をしていない業者が39社なので、この工事は、登録している、していない関係なくできますから。

○山田委員

わかりました。こういうアンケートについても、もっと詳しくされたほうがいいのかという趣旨で、ちょっとこのアンケートの結果を見ていたわけなのです。その点について、次回もアンケートをされるということですから、この業者に対してのアンケートの仕方、何か工夫することがあればお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

まだ平成25年度事業をスタートしておらず、また、アンケートはどうしても後半のほうになりますので、それまでに見直すべき点があれば改善をしていきたいということで、今この場でここをこうするというお話はちょっとできないのですが、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○山田委員

住宅リフォーム助成事業についての要望なのですが、ぜひともこの100件の当選者が全て当初の予定どおりされるよう、補欠者が出ないような、こういうような形でぜひ進めていただきたいと思いますと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

繰り返しになりますけれども、今、補欠者とおっしゃられましたのは恐らく辞退者のことだと思うのですが、辞退者が出ないような形で、我々も辞退者が出ることを決まっていきたいというふうに思っておりますので、それが出ないような形で何とか進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○山田委員

◎除排雪について

雪対策、除雪ステーション体制についてお聞きします。

今回、本当に雪が多くて、私にもいろいろと除雪に関してお話を聞く機会がありました。

最初に、市民が除雪ステーションに通報した際、なかなか細かく話しても理解してもらえないという意見も寄せられております。そういう要望や苦情を聞く体制について、どうなっているのか、まずお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

苦情といいますか、除雪が入ってありがたいというお礼もありますので、市民の声ということでお話しさせていただきます。

市民の声ということと体制についてでありますけれども、業務の開始前に、各受託者との打合せを入念に行いまして、市民からの問い合わせに当たっては、丁寧に誠実に対応するように指導しております。しかし、シーズン中において、どうもステーションの対応が悪いというような声も寄せられている場合もあります。この場合については、個々の地域の業務責任者を改めて呼んで指導するということとともに、約2週間に1回、業者と市でステーション会議というのを実施しておりますので、その中でも各地域の業務責任者に対して、市民に対しては誠実で丁寧な対応をしてくれというようなことを、事あるごとに言ってございます。

○山田委員

本当に市の立場もあるし、除雪ステーション、民間の方をお願いしているわけなのですが、なかなかそこまで丁寧な体制が整っていないのかなということをお聞きしました。答弁にあったような形でぜひ進めていただきたいと思います。

次に、除雪ステーションに詰めている業者の方々の問題なのですが、これは置き雪についてです。前、玄関先の雪を寄せた部分で、ふだんは何ともないのですが、オペレーターがかわったのか、直接玄関前にかたい雪が寄せられた、ふだんどおりされていればこういうような苦情はないと思うのですが、どうしてこのようなことが起きるのか、また、これに対応する、業者に対しての市の対応、そこら辺を聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

置き雪の発生原因ということ、どうして置き雪の配慮に違いが起きるのかということですが、基本的には各地域の業務責任者に対して、置き雪の配慮がある程度可能な路線については、状況に応じて少しでも置き雪が少なくなるような工夫をしてほしいということをお願いしているところでございます。しかし、同一路線に対して、必ずしも同じオペレーターで作業をしない場合がございます。そういうときにつきましては、担当地域の業者に対

して、オペレーターがかわった場合においても、できるだけ作業方法が一律になるようにということで、しっかりとした作業の引継ぎ体制をとってほしいということで、事あるごとに指導してございます。

○山田委員

本当にちょっと細かい話なのですがすけれども、置き雪の配慮への対応策も、ステーションの内部で会議を開いていただいて、例えばこの路線はこういうふうにしていましたけれども、というような引継ぎがされるように、ぜひお願いしたいと思います。

それと、通学路の除雪体制についてお聞きします。

3月11日は本当に雪の多く降った日なのですが、長橋小学校の通学路で1人がやっと通れる幅しかなく、すれ違うこともできないという苦情が来ました。そこで、今言った通学路の除雪体制を今後どうされるのかをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

通学路の除雪体制についてでありますけれども、本年度の除雪作業ということで、主要な通学路の安全確保を挙げておりましたので、ちょうど厳冬期である小・中学校の始業式、1月15、16日に合わせまして、学校周辺の主要な道路については排雪作業を順次実施したところであります。2月も、これに引き続きまして、この方針に基づきながら作業を進めてまいりました。しかし、3月に入ってから、3月8日から10日のやはり連続降雪というのが例年からはちょっとあり得ないような降り方をしたということで、路肩の雪山も若干高くなっていた中でそのような連続降雪があったという部分で、歩行路の十分な確保ができなかったというのが正直なところであります。

十分な確保ができなかったところにつきましては、いろいろな市民の声、お問い合わせをいただきまして、少しでも迅速に歩行空間をあけるようにということで、各地域の業者と私ども直営サイドで各地域分散して、人力で埋まっているところについてあけたというような体制もとりましたので、想定外の異常な事態については、ある程度皆さんに御迷惑をかける場合もあるかと思っておりますけれども、できる限り何らかの対処で、少しずつ対応していきたいというふうに考えています。

○山田委員

私も以前からよく言っているのですがすけれども、十字路、交差点、その除雪体制について現状を聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

交差点の見通し確保についても、昨年の第4回定例会の中でも主要通学路の確保、主要交差点の見通しということが重点事項であるというお話をさせていただきました。その中で、順次作業は進めてまいりましたが、いかんせん今年の雪がもう本当に想定外でした。そういう状況の中で、一生懸命対応したのですがすけれども、除雪体制がちょっと追いつかなかったという部分もありまして、万全にはいかなかったと思っておりますけれども、できる範囲において業者も我々市も一生懸命対応したというふうに認識しておりますので、御理解をお願いいたします。

○山田委員

本当によくやっているとします。

◎平成25年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会に関連して

平成25年度第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会、この中からお聞きします。

先ほど新谷委員への答弁で、本市への供給水量をお示しいただきました。当初の見込みからいくと、約4分の1か5分の1ぐらいになっていると思っておりますが、それでよろしいですか。

○（水道）主幹

当初の予定と言いますと、最初の計画が、平成4年度創設の計画であります。このときの計画が、札幌市、石狩町、当別町、本市全部合わせて22万5,700立方メートルでございます。これが、何度かの再評価を経まして、最終的に11年度、16年度、5年ごとに再評価をやってございまして、その後、本来であれば平成21年度再評価する予定で

ございましたが、これについてはダムが平成20年から工事をするということで、平成19年に再評価をやってございます。このときの最終の数量は4市町合わせて一日最大7万7,800立方メートルという数字になってございます。

○山田委員

当初の予定より結構減っていることが本当によくわかりました。

それでは、石狩西部広域水道企業団議会の議案第2号では、職員定数条例の一部を改正する条例案が可決されています。17人が19人に改められ、工事関係職員が2名減る一方、技術職員4名が、札幌市から追加派遣されるということによろしいですね。

○（水道）総務課長

4名については、札幌市から派遣されます。

○山田委員

業務体制、まだ当初なのでなかなかわからないと思うのですが、各部の役割、今後の配置についてはまた後からお聞かせいただくとして、4名の大体の役割、札幌市からどういう方々が来るのか、そこだけ聞かせてください。

○（水道）総務課長

平成25年4月から浄水場の運転が始まります。一般的には浄水場の運転を始めますと、水質などは最初やはりトラブルとかが生じる可能性もありますので、安定するのに二、三年かかると一般的に言われています。それで、浄水場の運転管理に熟知した技術職員が札幌市から派遣されて、対応に当たるのかとは思っております。

○山田委員

要するに、現場の技術職員、熟練された方4名が配属されるという理解でよろしいですか。

○（水道）総務課長

そのように認識してございます。

○山田委員

◎水安全計画について

それでは最後に、水安全計画からお聞きします。

いろいろと引き継ぎなさいということで、本市もこの計画をようやくつくったと思います。

まず、お客様問い合わせ体制、現地調査方法、迅速な対応について、それぞれお聞かせください。

○（水道）水質管理課長

お客様から問い合わせがあった場合に、当課の職員が現地に赴きまして、状況等を確認、それから水を採水してきて、そしてそれを分析しまして、その結果をお客様にお伝えするという体制をとっております。

○山田委員

ある程度お客様の要望を聞けるような、そのような専門職の方がいるということによろしいですね。

○（水道）水質管理課長

私たち水質管理課につきましては、職員全員が衛生化学技術での採用となっておりまして、そういうお客様からの問い合わせに対しては、対応できるチームになっております。

○山田委員

それでは、水質の検査体制、いろいろと今やっているとも先ほど聞きました。過去の水質事故もあったと思います。その点をお聞かせの上、その対策、今後、水質事故に対してどのような体制が整っているかということをお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）水質管理課長

先ほどもお話ししたのですけれども、3年前に朝里ダムの駐車場の側溝でたぶんオイル交換をしたと思うのですが、廃オイルが流してあったと、そういう情報が入りまして、すぐに現地に向かいまして、あそこは公園になって

いますから、建設部とも対応しまして、ダムに入る前にバキュームで吸い取った、そういうような事例がございます。

○山田委員

その後の業務上の対策みたいなことは、何かなかったのでしょうか。

○（水道）水質管理課長

何かそういうような事故があったら、すぐに対応するような体制をとって、連絡体制とか、どういうふうに水質を図るとか、そういうマニュアルをつくって対応しております。

○山田委員

ということは、ある程度そういう通報があっても迅速に対応できるという、体制でいいということですね。

○（水道）水質管理課長

そのとおりでございます。

○山田委員

それでは、水質検査における精度の確保、各精度、測定者間の精度の均一化、分析機器の共通の取扱マニュアル、これはどういうふうにされているのか、お聞かせください。

○（水道）水質管理課長

測定者間でばらつきがあると、どの値が正しいのかがわからなくなりますので、そういうことがないように、内部精度管理といたしまして、我々水質管理課の中で年 2 回程度、項目を変えて行っております。また、第三者からの客観的な評価を受けるために、厚生労働省や北海道水質管理協議会が行っております外部精度管理、これに毎年参加して、評価を受けて大丈夫だということを確認しております。

それから、その次の分析機器の取扱マニュアルですけれども、これもどういうふうに取り扱ったらいいのか、個人個人で変わったら困りますので、そういうマニュアルをつくって同一、同じような測定ができるように整理しております。

○山田委員

今回、このマニュアルの中でも給水区域の地図が出ているわけなのですが、これに関してやはり系統別にいろいろと各採水地点、自動測定器、あるのですが、ある程度多い部分もあれば 3 か所しかない部分もあるのですが、何かそういう基準というのか、これとこれとこれはしなければならぬとか、こういう部分で採水地点が決められているとか、その点はどうでしょうか。

○（水道）水質管理課長

これは各浄水場系統ごとに、ある程度ポイントを決めまして、その水が大丈夫かどうかということを検査するために、採水地点を決めてチェックしております。

○山田委員

こういう体制で万全だという理解でよろしいですね。

○（水道）水質管理課長

そのとおりでございます。

○山田委員

ぜひとも本当にこういう形で計画も進めていただければと思います。

技術の伝承と維持・管理レベルを支えてきた技術系の方々が、10年間で 5 割が退職予定というふうに記載されています。今後の各部署の人員の補充計画、まずこれが 1 点。あと、マニュアルだけの策定だけではなくて、年 1 回、防災訓練にも参加されていることは私も承知しています。別に、この技術訓練や若手育成についての展開だけ最後に聞いて、終わりにしたいと思います。



○（水道）水質管理課長

まず、技術訓練ですけれども、2年前に余市川に灯油が漏えいしたということを想定しまして、水質汚染事故の訓練を行っております。それは局内に災害対策本部を設けて、それぞれ役割を、シナリオをつくってこういうことをやったということを本部に連絡するという、訓練を行っております。

若手の指導につきましては、毎年、新人とか当局に初めて異動になる方を対象に施設見学及び各課の業務内容について研修を行っております。

○水道局長

補充計画については、私からお答えをしますけれども、先ほど若干触れましたが、やはり安全・安心な水の供給というのが求められていることは、これは間違いございませんので、今後につきましても、担当部署、それぞれの部署で、今、上水道で言えば職員が50人いまして、今後10年間で27人が退職するというようなことで、今後5割というような表現を水計画で使ったわけですが、それについては採用して教育をしていくというふうを考えてございます。

○山田委員

5割の方がこの10年で入れ替わるということは、本当に技術の継承の部分でも私は大変だと思っております。ぜひ、その点は抜かりなく補充計画を立てられ、この水道局の水安全計画が遂行されるように御努力を、よろしくお願いいたします。

○（水道）主幹

先ほど山田委員の御質問の中で、平成19年の再評価の数字を一日最大供給量7万7,800立方メートルと答弁しましたが、これは平成47年の数字なのです。ダム自体はそれぞれ、札幌市と本市はピークが平成47年ですが、石狩市は平成37年、当別町は平成25年がピークでございます。これで実施量を設定しておりますので、ダム自体の大きさは7万9,600立方メートルでつくっておりますので、つけ加えさせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時56分

再開 午後 3 時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎除排雪について

最初に、除排雪業の委託業者の選定について、どのように業者を決めているのか、お知らせください。

○（建設）雪対策課長

除雪業務の委託業者の選定基準ということでございます。

初めに、各業者において、土木・舗装の本市建設工事の競争入札参加資格名簿登載者ということで、登録者であって、さらに除雪業務の実績があるという条件の下に、除雪業務の業者の登録をいたします。その登録の中で、その後、除雪のメインであります地域総合除雪につきましては、除雪業務登録をした業者に対して、その地域総合除雪の業務の内容をこういうボリュームですというように説明しまして、その内容に基づいて共同企業体を編成して

いただきます。その後、当該業務の中身の設計図書に基づきまして、業務の入札を行いまして、受託する共同企業体が決定する流れになっています。

○松田委員

この業者ですけれども、これは小樽市外の業者でもいいのかどうか、聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

市外の業者でもよいのかということですが、最初の除雪業務の登録の段階で、本市の建設工事の競争入札参加資格名簿登載者ということになっておりますので、あくまでも小樽市という中で、ここで条件が仕切られてまいります。その後、市外の業者は現段階のシステムにおいては入れないという形です。

○松田委員

今年は道が狭くてダンプも行き来するのも大変だということだと思いますが、除排雪車の事故というか、物損だとか、そういった事故というのはあるのでしょうか。もしあるとしたら、件数と主な内容についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今年度の除排雪に関する事故報告、件数、内容についてですけれども、今年度の件数につきましては、報告を受けているもので6件ございます。主な内容としましては、排雪ダンプが一般車両に追突したというものの、逆に作業中のロータリ除雪車が一般車両に追突されたというものがあります。

○松田委員

万が一このような事故が起きた場合、事故責任というのは業者が負うのか、若しくは市が委託しているわけですから市が負うのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

事故の責任は誰が負うのかということで御質問なのですが、基本的に除排雪作業に伴って発生した事故につきましては、受託者の責任において解決するものというふうに考えております。事故が発生した場合においては、市に対して速やかに事故報告をするように指導しております。特に安全対策が十分でなかったという部分で発生した事故におきましては、しっかりと業者に反省していただきまして、今後、事故を起こさないようにということで強い注意喚起をしてございます。

○松田委員

次に、今年はすごい豪雪ということで、苦情件数が多いと思うのですが、もしその苦情件数、町別にわかればお示しいただきたいですし、町別がわからなければ、ステーションごとに押さえていけば、その主な内容も含めてお示しいただきたいというふうに思います。

○（建設）雪対策課長

主な市民の声の件数と内容ということですが、町別にはそこまでは押さえていないものですから、各ステーションごとということでお話しさせていただきます。

3月13日現在で、市内全域で3,686件の市民の声が寄せられております。各ステーションごとには、第1ステーション、これは北地域ですけれども、471件、第2ステーション、これは松ヶ枝地域になりまして889件、第3ステーション、これは桜・朝里地域になりまして、945件、第4ステーションが銭函地域になりまして、259件、第5ステーション、これは手宮地域になりまして438件、第6ステーション、これは勝納地域になりまして684件となっております。

また、市民の声の内容につきましては、一番多いのはやはり除雪をしてほしいという部分で、市内全域で今シーズンは1,274件、それから次に雪山が高くてもう排雪してほしいというのが653件、それから3番目に多い声が、除雪した後の意見、除雪の置き雪がひどいという苦情と、除雪をしていただいてありがたいというのも若干入ります

けれども、これについては524件ということです。

○松田委員

それで、今、3,686件ということで、そのステーションによって、件数の差があると思いますけれども、地域によって差があるというのは、そのステーションの担当区域が山に近いとか、まちなかという、そういう部分もやはり含めた上での内容になりますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

地域ごとのそういう声のバランスといたしますか、ばらつきについては、非常に難しい問題で、一生懸命作業をしても、市民がそれ以上のものを求められていればどんどん問い合わせが来ますし、作業ができなくとも、市民が我慢している場合もあり、これは何ともしょと解析しようがないところなのですけれども……

（「地域性というのだよ」と呼ぶ者あり）

やはり比較的、新興住宅街の方は、除雪すれば本当に道路がきれいになるという認識が多くて、ある程度頑張って除雪しても、要望の声というのがなかなか減らないというのが現状であります。

○松田委員

まだまだ3月、これから除雪も大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

◎空き家対策について

次に、空き家対策についてお聞きいたします。

後志地域では、平成24年度には廃屋・空き家実態調査を行い、廃屋・空き家の台帳として整備することになったというふうに聞いておりますけれども、本市としてこの台帳というのは整備できたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家の台帳についてですが、本市では庁内連絡会議でこれに対応しております。関連する建設部や消防本部の情報をシェアして、危険空き家リストを作成しておりますが、それが後志で言う台帳リストとするものであります。

○松田委員

平成24年12月地点で後志には20市町村あるのですがけれども、そのうち15市町村で空き家が586戸、廃屋が252戸と報告があったというふうに聞いておりますけれども、本市についてはどのような報告がされているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほどの危険空き家リストから43戸を抽出して報告しております。

○松田委員

空き家対策として3月5日に後志総合振興局で廃屋・空き家対策検討会が開催され、モデル条例案が示されたというふうに聞きます。このモデル条例案は、あらゆることを網羅した内容になっておりますが、この後志の対策検討会に入っている市町村によって、景観を重視したいとか、また違う観点でということで、空き家対策をめぐる状況が異なるというふうに聞いています。

それで、本市としては、どのような点を強調した条例にしようとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

モデル条例につきましては、あらゆるものに対応するというので、フル装備の条例ということで聞いております。例えば第16条で罰則などを規定しておりますが、これは全国的にも珍しいような条項だと思います。

本市で、今考えているものについては、当然、景観の観点などもございますが、例えば代執行というのは非常に大きな影響を与えますし、今言った罰則というような情報もございますので、そういったものを具体的に研究していきたいと考えております。

○松田委員

この空き家については、本当にいろいろ問題があると思うのですが、空き家に関連して、今年度はすごく豪雪だったので、倒壊家屋というのは本市であったのかどうか、その点についてお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

今年度は例年になくすごく雪が多く、今までに 4 戸が倒壊しております。

○松田委員

この 4 戸の所有者はわかっているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

この 4 戸につきましては、所有者がはっきりしておりまして、今、指導中でございます。

○松田委員

今年度は本当に雪が多いということで、屋根からの落雪で道路を塞いでしまったという話も聞いております。この点については本市では何件ぐらいあったか、お聞かせください。

○（建設）建築指導課長

3 月 14 日現在ですけれども、空き家から市道に落雪したケースは、19 件ございます。

○松田委員

この場合、道路を塞いだままにしておけないということで、排雪作業をしたというふうにお聞きしておりますけれども、この場合のダンプの使用というのは市が負担するのか、それともその家屋の所有者が負担するのか、その費用負担についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）建築指導課長

市道に屋根から落雪した場合、当然、通行に支障を来す場面でございますので、指導課としましては、所有者を特定して、所有者に請求するようしております。

○松田委員

その所有者に負担してもらうということなのですが、現実には支払ってはもらえているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

指導しまして、業者に支払ったというふうには聞いてはおりますけれども、その後のことについては我々関与していませんので、御理解いただきたいと思います。

○松田委員

わかりました。ただ、今年は、先ほどの答弁にありましたように、屋根の落雪からののが 19 件もあったということで、驚いております。今後、空き家対策については、条例もつくられるようでありますので、しっかりこれからも検討していただきたいと思います。

◎住宅リフォーム助成事業について

では次に、住宅リフォームの関係ですけれども、平成 24 年度と 25 年度の助成パンフレットができたということで、比較して見たところ、内容はほとんど変わっていないみたいなのですが、1 点、申し込みできる方という欄がありまして、そこにリフォームを行う住宅の所有者であり、かつ現に居住していることというのが、平成 24 年度も 25 年度も記載になっているのですが、来年度、25 年度のパンフレットにはアンダーラインが引かれています。それとあと、今年度はこの件については Q アンド A には載っていませんでしたが、来年度のパンフレットを見ましたら、Q アンド A に載っていたということなのですが、何か今年度、そういったことでのトラブルがあったから、こういうふうに乗せたのかどうか、その点についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

先ほど来説明していますように、辞退者が非常に多かったのですが、辞退の理由で一番多かったのが、先ほど申

上げました工事に既に着手した、完了したというものでした。その次に多かったのが、申請者の資格要件を満たしていなかったという理由です。資格要件はいろいろあるのですけれども、その中でも、本来、所有者でかつ居住していなければならないのですが、実際によく調べてみたら所有者がまだ名義が変わっていなかったですとか、相続が終わっていなかったですとか、そういったことで結果的に補助対象から外れてしまったという方もいらっしゃいますので、そういったことがないように、少しでもその辺の周知を図る意味で強調させていただいたのと、QアンドAに追加させていただきました。それとさらには、来年度は申込段階で、その辺確認といえますか、口頭なのですけれども、念を押すような形で確認をしていきたいというふうに考えております。

**○松田委員**

それであと、平成24年度は2,000万円に対し補助金確定額が1,500万円強ということで、最終的に予算の4分の1弱が余ってしまったということなのですけれども、申込者が239人いて、補欠が30人ということですから、239人のうち落選者が、補欠にも入らなかった方が100人もいるということから、この落選者は予算が余ったということについて、どのように思うのかなというふうに懸念されるのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○（建設）建築住宅課長**

これにつきましては、我々も先ほどから言っておりますように、想定外といえますか、予想外の辞退者ということで大変残念に思っている部分で、今後については、何とか改善をしていきたいというふうには考えております。ただ、辞退を食いとめるということが、我々の努力だけで全てできるかというのはなかなか難しいところがありますので、努力はするのですが、またどういった経過になるかというのはちょっとわからないのですけれども、我々のできる範囲で努力はしていきたいというふうに思っております。

**○松田委員**

それであと、予算が余ったことから考えていったときに、当選者は100件というのはいいとして、補欠者30人と、今年度と昨年度と同じなのですけれども、その30件の根拠といえますか、もう少し少なくともいいのではないかと。先ほどの取りやめの理由で、待っていたけれども、結局もう工期が間に合わないから先にやってしまったという、そういった取りやめのケースもあったということから考えると、30件の補欠者というのはどうなのかなと疑問に思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

**○（建設）建築住宅課長**

確かに、この辺の補欠者の数も含めて130件というものを決定するに当たって、いろいろな議論はしてきました。その中で、予算額2,000万円の中での執行ということで、1年は一応経験はしたのですが、まだそういうのを読めない部分があるということで、当選者が確実に補助申請をしていただければ、ここまでの補欠者というのは要らないのですけれども、それでもやはり辞退者がいるのではないかと心配もありますので、平成25年度も同様に30件という補欠者に決定させていただいたということでございます。

**○松田委員**

この制度は、一応3年間という期間限定の制度であります。それで、これからもずっと続くということであれば、いろいろ検討しながら改正点だとか、前年度の状況を踏まえてやっていくことだと思っておりますけれども、3年間という限定でありますし、やってみなければわからなかったということもあると思うのです。この点についてはいろいろ検討しながら、先ほどの報告では、当初は期限が来てから30件ということでやっていたけれども、これからは期限が来てから30件に連絡するのではなくて、少しずつ辞退者が出れば次の人へというふうに改善していくという報告もありましたので、その点についてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

**◎市営住宅について**

次に、市営住宅についてお聞きします。

市民相談を受けている中で多いのが、やはり市営住宅に入りたいのだけれども倍率が10倍以上にもなって、何回も何回も応募するのだけれども落選してしまう、これは抽選ですから運のいい人は1回で当選してしまうという、そういうこともあると思うのですけれども、それで随時申込みという住宅もあるというふうに聞いています。それは、塩谷住宅が随時申込みということで聞いておりますけれども、塩谷住宅の空き状況というのはどのようになっているのですか。

○（建設）小林主幹

塩谷住宅につきましては、現在、3戸あいてございます。

○松田委員

この場合、随時ということですから、申込みをした場合、抽選というふうになるのか、それとも要件を満たせば、変な話、早い者勝ちというか、そういった状況なのでしょうか。

○（建設）小林主幹

抽選ではございませんので、申込みは受付順でやっております。

○松田委員

それで、そのほかに随時申込みの中に、事故住宅の募集という項目もありましたけれども、それが年に1回、8月と書いていたのですが、この8月というのは、どういうことで8月になっているのですか。

○（建設）小林主幹

御承知だと思いますけれども、事故空き家につきましては、いわゆる独居の方が病気等で誰にもみとられることなく、発見が遅れて後ほどわかったと、こういったケースでございます。こういったわけありの住宅ですので、直ちに退去の手続をとった後に住宅の修繕というわけにはいきませんので、おおむね1年間あけてございます。その後に修繕をしております。公募する際には、あらかじめ理由を付さなければなりませんので、まとめて8月にやっています。この8月に行う理由は、年度が明けまして、当然、修繕をしなければなりません。修繕を早めにしましても、ずっとあいていればまた住宅が傷みますので、そういったことで年度明けに2か月前後かけ、修繕を終わって、そして直近の8月の公募にしているといった状況でございます。

○松田委員

あと、単身世帯で市営住宅の申込みを希望する方が多いのですけれども、本市では単身世帯用の住宅というのは全部で何戸あるのか、その点についてもお聞かせください。

○（建設）小林主幹

平成24年3月末の数字でお答えさせていただきます。単身世帯の住宅は1,194戸ございます。ただし、この中には公募をかけない政策空き家がありますので、それを除きますと、募集対象となっている管理戸数は561戸でございます。

○松田委員

世帯と住宅のミスマッチということで、複数人数が対象の住宅に、転出や死別等で対象人数と居住人数が一致しなくなる、ミスマッチ世帯というのがあります。以前にも質問させていただいたのですが、やはりミスマッチ世帯については、なかなか住み替えがスムーズにいかないということなのですけれども、例えば現実に今住んでいる方に、人数が少なくなったからすぐ住み替えというわけにはいかないと思います。ですから、1年だとか2年だとか期限を決めて住み替えを行い、ミスマッチの解消を図っていったらどうかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○（建設）小林主幹

ミスマッチにつきましては、当初、家族で入っていた方が亡くなったとか、あるいは子供が大きくなって異動する、こういった状況で生じてございます。その中で、ミスマッチが生じたから強制的に明渡しといいますか、違う

ところへ住み替えと、こういったわけにはちょっといきません。今までのケースの中では、人数が減って、いわゆる住み替え手続がありまして、その手続をとっている方もおります。例えば年に 1 回、収入申告の際には、そういった住み替えの制度をお知らせするような形で、申込みをされて公募あるいは登録制という制度がございますので、お知らせしたいと考えております。

○松田委員

空き家との関連なのですが、今、総務省の平成20年の調査から全国では空き家が716万戸、国土交通省によれば、先ほど言った公営住宅の応募倍率が、これは平成22年度の倍率では平均8.9倍というふうに聞いています。それで、要するに空き家を市営住宅に転用する自治体があるという報道記事もありました。

それで、三重県亀山市の事例では、ワンルームマンションの空き室を市で借り上げて入居者に提供しているということです。公共賃貸住宅も長寿命化ということで、新しい市営住宅をなかなか建てるのは困難だということで、既存住宅の空き家を転用するメリットというのは大きいというふうに、亀山市の担当者は述べていたと聞いております。

本市は全道でも空き家率が高いというふうに聞いていますので、そういった観点からも、すぐに充てるわけにはいかないと思うのですが、こういった転用方法もあるのではないかとこのように思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

借上げの市営住宅につきましては、以前も当委員会で検討してみてもどうかという御意見をいただいております。そのときも、今お話にありました亀山市の事例が出されておまして、我々といたしましても、この亀山市の件については承知してございます。この借上げ住宅については、そのときにも答弁させていただいたのですが、いろいろと過去に検討した経過はあるのですが、状況も変わってございますし、今後、亀山市に限らず他都市も含めて事例を調査させていただきながら、その中で当然メリットもあるものですが、デメリットという面も見えてくると思いますので、そういったものについて今後研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○松田委員

メリットもあればデメリットもあるということで、亀山市一つの事例ですけれども、市営住宅に入りたくても入れないという人などがいらっしゃいますので、そういう部分も含めて今後の検討材料ということで、よろしく願います。

◎トンネルの点検について

では次に、トンネル点検について、国土交通省の調査によれば、市町村のトンネルを管理する全国692市町村全てが人材不足、財源不足ということで、トンネルの点検方法を定めたマニュアルを持っていなかったということが判明したために、国土交通省では早急に点検するように市町村に求めたとあります。

本市でも、2月4日から市道5か所にあるトンネルの、ボルトによって取り付けられる附属物の打音検査を行ったと報道がされていましたが、打音検査の結果についてはどのようなになったのか、結果がわかればお示しください。

○（建設）建設事業課長

2月4日から行われたトンネル点検でございますけれども、実はこの委託業務につきましては、今日が履行期限になっておまして、途中経過なのですが、トンネル内の附属物、ボルト固定の部分につきましては、照明灯などがございまして、照明灯の工具のさび等はありませんでしたが、特に落下等の危険はありませんでした。また、トンネル本体の部分につきましても、緊急修繕をするような状況にはありませんでした。

○松田委員

全部の結果がまだということですが、一応、落下等の危険もなく大丈夫だったというふうにお聞きして安心したのですが、先ほどマニュアルをつくっていなかった市町村があるということで、国土交通省では2月中旬をめどに市町村向けのマニュアルをつくり、配付予定となっていましたけれども、マニュアルは国土交通省から本市宛てに配付はされたのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

マニュアル等についてでございますけれども、この委託業務を発注するにしても、当然点検のマニュアルは持っていました。それで、国と北海道とを参考にいたしまして、したところでございます。

2月中旬までに市町村向けのマニュアルを配付ということでありましたけれども、先週、市町村へ配付がございました。マニュアルにつきましては、トンネル以外の道路ストック全体についての内容となっています。

○松田委員

今回は大丈夫だったということなのでございますけれども、トンネル点検は定期的に行う必要があるというふうに思いますが、2月にされたということで、次回の予定というのは考えていますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

トンネル点検の次回の予定ということでございますけれども、先週届いたマニュアルの中で、何年に1回という点検をなささいという部分についてはうたわれておりません。しかしトンネルであります、いついかなる状況に変わるかもわかりません。そういう中では、通常の道路パトロールで目視等による点検は今後も続けていきたいと思えます。

○松田委員

あと、国道、札幌自動車道、高速道路ということなので市ではないと思うのですが、この小樽の札幌道というのは、道内で一番古いというふうに言われております。それで、2月下旬にトンネルの点検が実施されたというふうに聞いておりますけれども、この結果については、やはり本市に関係がありますので本市にも報告があったのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

国土交通省のトンネル点検につきましては、各道路管理者がトンネル点検を行いまして、国土交通省へ報告するという内容になっておりまして、当然、本市も3月下旬までに報告する予定でございます。そういう流れにおきまして、情報の共有という部分では本市には来ておりません。というのは、報告義務がないということで考えています。

○松田委員

それとあとは、先ほど言いましたとおり、笹子トンネルの問題もありますし、今後、いろいろ点検等をされるようになると思うのですが、安全確保についてはよろしく願います。

◎水道の凍結について

昨年の第4回定例会で凍結、年末年始の凍結の関係で質問させていただいたもので、凍結受付件数についてどうだったのか、お聞かせください。

○（水道）管路維持課長

凍結件数でございますけれども、水道局で受け付けした凍結件数で報告させていただきたいと思えます。平成21年度3月末まで420件、平成22年度3月末まで134件、23年度3月末で341件、24年度、昨日3月14日までで291件となっております。

○松田委員

この件についてでございますけれども、今年は昨年と比べて寒いと思うのですが、この凍結件数が減っているとい



うのは、何か理由があるのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

件数ですけれども、例年ですと 1 月と 2 月に凍結が集中する時期なのですが、今年度に限りましては 12 月の下旬が非常に寒かった、雪も早く積雪深もあったということで、12 月下旬からクリスマスの時期ぐらい、それと 1 月中旬、1 月 15 日ぐらいまでに集中しております。それは、気温も低かったことなどもありますし、積雪深が 1 月下旬で 1 メーターぐらいまでになって、各住宅の基礎部分に換気口があると思いますけれども、雪が積もってそれが隠れたために、床下に寒気が行かなくて水道凍結に至らなかったのではないかと思います。また、ホームページ、水おたるや広報おたるにも、水を落としてくださいということを PR しますので、それらもちょっと効果があったのかと思っております。

○松田委員

◎水道の技術職員の技術の伝承について

先ほどから何回も技術職員の退職が多いということで、今後 10 年間で半分になるということなのですから、上下水道の技術職員の状況というのはどのようになっていますでしょうか。現在何人いて、どのくらいになるのかということについてお聞かせください。

○（水道）総務課長

技術職員の数ですけれども上下水道を合わせまして、現在 67 名おります。内訳としましては、水道が 50 名、下水が 17 名となっております。それで、今後 10 年間の退職者でありますけれども、上下水道合わせまして 34 名、内訳としましては水道が 27 名、下水が 7 名となっております。

○松田委員

技術を取得するには大体どのくらい年数がかかるもののでしょうか。また、一人前になるにはどのくらいかかるのでしょうか。

○（水道）総務課長

大変難しい問題でありますけれども、個人差や業務の内容差はあると思いますけれども、一般的には例えば水質業務につきましては最低 2 年間、漏水調査業務は 3 年程度と言われていまして、一般的にはやはり 3 年程度は必要かと考えております。

○松田委員

以前、テレビで、漏水しているか否かを耳で聞き分ける技術者がいたと報道されていまして。長年の経験に培われた技術力というのを次世代に引き継いでいくというのは、これは水道局だけに限らず、技術者の課題というように思います。特に小樽の水はおいしいと評判でありますし、おいしくて安全な水をつくるために技術者も必要ですし、マニュアル化をしていくということですが、マニュアルの想定外ということもありますので、今後についてはマニュアル化に頼ることだけではなくて、人的なことも必要だと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

○山口委員

◎貸出しダンプ制度について

貸出しダンプ制度について、この行政目的をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○（建設）庶務課長

目的についてでございますけれども、市民が居住する地域の冬期間における交通を確保するために、町会等が自

主的に生活道路の排雪を行う場合に、市が無償でダンプを派遣し、運搬処理を行うことによりまして、町会等の排雪業務の軽減を図るというものでございます。

○山口委員

私が理解しておりますのは、基本的に市の排雪が行き届かないところですよ。そういうところについて、住民が基本的には交通の確保等を自主的に行う。それに際して、市が一定の補助をするということですよ。基本的にはそういうことで貸出しダンプ制度が始められて運用されているというふうに理解をしていますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○山口委員

しかし、実態を見ておきますと、市の排雪路線になっているところでも、貸出しダンプでやられるところも多々ありますよね。そういうところは、今、どのくらいの件数でありますか。

○（建設）庶務課長

件数は押さえていないのですが、延長でお答えしたいと思います。排雪路線での位置付けですけれども、貸出しダンプの対象となる排雪を行う 2 種路線、3 種路線は延長が 164 キロメートルになります。一方、貸出しダンプの道のうち私道などを除きまして市の道路は 14 キロございまして、割合として 9 パーセントが重複している路線となっています。

○山口委員

詳しく聞かせていただきたいのですが、2 種路線と 3 種路線で、市の排雪というのはどの程度入っているのですか。

○（建設）雪対策課長

一般的に 2 種路線につきましては、積雪の多いところについては、降雪状況に応じて 2 回程度入る可能性があります。ただ、3 種路線につきましては、大体シーズン 1 回というのを標準としております。

○山口委員

基本的に、2 種路線でも貸出しダンプ制度を利用されている実態がある、3 種路線もあるということですよ。住民の方々が貸出しダンプ制度を利用されるに当たって、その 2 回の排雪では間に合わないから、さらに貸出しダンプ制度を使ってやるということで、そういう理解でよろしいのですか。

○（建設）雪対策課長

市の排雪につきましては、雪山の状況ですとか、道路の雪の状況だとかを見極めて、排雪のタイミングを決めております。ただ、貸出しダンプ制度につきましては、1 月 13 日前後から 3 月 15 日という期間が与えられる中で、抽選により排雪の順番が決まるということでございますので、どうしても私どもが排雪すべき路線ということでパトロールしてやるタイミングと、貸出しダンプのタイミングというのは、若干ずれていくのかというのがありまして、その辺は今後の課題だというふうに思います。

○山口委員

この質問の趣旨は、基本的に市の排雪が行き届かないところについて、貸出しダンプ制度で住民も一定の負担をしてやっていただくということが趣旨ではないかと私は思っているわけです。しかし、基本的に、今、私は実態をいろいろ見ておきますと、住民の方の動機というのは、市が 2 回排雪を行う、それから除雪パトロールをされていて、2 種路線などは、除雪は小まめに行われて交通の確保等は行われていると思うのです。しかし、2 度の排雪では少なく、3 度やってもっときれいにしたいと、こういう動機で貸出しダンプ制度を利用されるというのが実態

ではないかと思うわけです。

降雪量はさほどでなくても解けなかったものですから、再補正を組むほど、今冬の雪の量というのですかね、基本的に雪の量が大変多くて、除排雪費が膨大になったと、こういうふうにはなっておりますが、貸出しダンプ制度の本来の、先ほど言われました趣旨からすると、住民が、今、貸出しダンプ制度を利用される動機とはかけ離れているのではないかというのが私の印象なのです。

なおかつ、貸出しダンプ制度の場合は、除雪をする日、排雪をする日がわかっております。基本的には自宅の庭の雪等を出さず、道路の排雪が基本になっておりますけれども、それが十分そういうふうにはされているかということ、されていない実態があります。そういうことを例えばどういうふうにチェックができるのかということを考えますと、例えば一つの区域を市が排雪する場合に4日かかるとします。貸出しダンプ制度でその区域の3分の1程度のところを、貸出しダンプ制度で使える日数の5日を使ってやると。これでも基本的にオーケーするわけですよ。そういうことでしょうか。ということは、市の排雪で、面積的には3分の1しかないのに、5日かかってやるということでもオーケーなわけですよ。実態を考えたらわかるでしょう。道路の雪だけでないことははっきりしているのではないですか。だから、面積でいけば、そういう場合は貸出日数が2日でいけるのではないですかということ。2日に限定するとか、そういうふうにはしていかないと、例えば市の排雪もする、貸出しダンプ制度でなおかつ雪もとる、自宅の敷地の雪も出される、そういうことが際限なくやられた場合、基本的に住民が自分のお金で排雪すべきところを、これだけ財政が悪いときにも、税金を投入してするということになってしまうわけです。

だから、制度運用をきちんともう一回見直すということが必要ではないかなと思うのです。一定の制限を加える、日数なら日数で加える。難しいかもわかりません。でも、どの程度雪が出るのかについては、これを行うのは2、3月なわけですから、もう市の排雪はやっていますから、どの程度、これだけの面積をやればどれだけ時間がかかるかわかっています。そういうことを推量して、日数を例えば限定するとか。延長で例えば市道で何メートルやりますよと。延長の、言ってみれば距離がわかりますね。それで出る量がある程度推察されますので、そうすれば日数も大体推察されます。そういうときに、この日数で申請をしてください、これ以上の日数については、これはもう貸出しダンプ制度の中では基本的にはできませんという、そういう一定の制限です。そういうことが今後、必要になってくるのではないかというように思います。

住民は、基本的には自分のところの周りを含めて全部きれいにできていると思っているわけです。雪というのは、際限がないわけですよ。屋根の雪が道路や庭に落ちるから、それをみんな道路に、現に出しているわけですよ。さらに、日程がわかっていますから、前もって出すと。それから、いったん排雪をしても、見ていると、また雪を出して翌日もやっていますよ。翌々日もやっている例もあります。これ制度自体がどうなっているかということ、一回聞かせてほしいのですけれども、業者にしても基本的には排雪量でお金が市から払われるわけですから、雪をどんどん出してくださいという話になるのですよ。そういうことでしょうか。

そうしたら、そういうところも含めて、何らかの見直しができないのかと。私は日数で切るのが一番いいと思います。そうしないと、際限がなくなるのです。どうですか、この辺の道筋について、今回をきっかけにきちんとおやりになっては。除雪費がある意味では、近年にない補正の組み方をやらなければいけないような状況になっていますから。やっとな貴重で財政調整基金を積み立てて、もう、すぐ取り崩す。今、除雪費を補正予算で2億5,000万円、さらに積むということですから。そういうことからいっても、できていなかったら別ですが、道路の交通の確保が十分に、それはどこまでやればいいのかというのは、アスファルトが見えるまでやれと住民は思っているかも知れませんが、車が通れて人間が歩けるということが基本で、除雪も至らない所もあると思いますけれども、やられているわけですよ。それをさらに貸出しダンプでもっときれいにしろというふうにお考えになるなら、それはちよつと筋違いではないかということ、やはり住民の方が思われるように。

基本的に私は2種路線で貸しダンプ制度を利用されるなどということ自身がおかしいのではないかと思うのです

よ。私道とか、それから例えば市道でも行きどまりの道路がありますよね。そういうところでどうしても排雪が入られないような未対応路線がいっぱいありますよね。そういうところで貸しダンプ制度を利用されるというのが基本ではないかと思うのですけれども、もう一回原点にきちんと戻って、そういう制度設計に変えることはできないのかということを考えますので、ぜひ検討いただきたいと思うのですが、いかがですか。

#### ○（建設）雪対策課長

排雪のすみ分けといいますか、委託排雪でやるのか、貸出しダンプでやるのかというのは、非常に難しい問題でございまして。私どもも、排雪については、市内全域で考えて、どのタイミングでやるのかという部分は十分に考えていかなければならないと思っています。例えば、札幌市、江別市で、そういう町会排雪が1路線に対して年1回だという形の制限も加えてします。ですから、例えばそういう制限の中でどう運用していくのかですとか、委託排雪でどこまでをやりますので、それ以外は貸出しダンプでというすみ分けについては、今後、研究して、適切なすみ分けをするような部分のルールづくりを段階的にやっていきたいと思っております。貸出しダンプ制度も昭和54年頃に始まりまして、ここまで蓄積しましたので、簡単にそのルールを変えることができないというふうな認識はしていますけれども、このままではいかがかというふうに考えてございまして、これは時間をかけてじっくりと研究してまいりたいと思っています。

#### ○山口委員

そのような答弁になるのかなと思いますけれども、少なくとも、いわゆる2種路線でも貸しダンプ制度でずっとおやりになっているような事例もありますから、そういう経過もあるので、なかなか決めることができないのではないかなと、私もそれはわかっていますよ。しかし市が排雪をする場合の排雪量というのは、把握はできているわけですから。貸出しダンプも、同じようなキロ数でやる場合は、大体の量はわかりますから、やはり日数も含めて一定の制限をかけるとか、そういうことはできるのではないかと思いますので、ぜひこのところは検討をいただきたいというふうに思います。これは答弁は要りません。よろしくお願いたします。

まだこれについてもやらせていただきますので、よろしくお願いたします。

#### ◎公園遊具の更新について

公園遊具なのですが、今回、近隣公園とか街路公園の遊具の更新が予算にのっておりますけれども、私、富岡北部町会の会長をやっております、三つ公園があるのです。そこに遊具もあるのですが、今回ではないのですけれども、更新もされました。しかし、最近の遊具というのは、事故を受けて、裁判事例もありますし、非常にリスクを抑えて、遊んでも全然おもしろくない、そういう遊具になっております。正直言って、あえてそんな遊具など要らないよと思うのです。

ブランコというのは、例えば皆さんチェーンでつながった座面に腰かけてぴゅんと、あれは危ないですよ。そういうふうな危ない遊びをしながら、危険というのはどういうものなのか、危険回避はどういうふうにしたらいのかということ学習するために遊具があると私は思っていたのですけれども、最近のブランコは1メートルしか動かないのですよ。本当にこのくらいしか動きませんよ。なおかつ、周りを柵で囲うようになっているのですよ。そんなところまで届くはずがないのですよ、とまるようになっているから。揺れないのですから。ベンチと一緒にのです。ちょっと動くベンチ、もう笑い事でないよ、本当に。

ブランコの更新ということで、うちの町内の公園に設置にいらっしゃって、我々は全然更新を認識していませんでした。ついてからみんなびっくりしたわけです。あれ何なの、山口さんと。あんなのにかえてと。あんなの要らなかつた、みんな言いますよ。正直言ってそうなのです。公園愛好会もあるのですよ。今、私が公園愛好会、三つの公園の会長になっているのですよ。知らない間についているわけです。新しくなっても誰も喜ばないのです。こんなものに税金を使うのはやめておくと、こういうことです。もしつけるのだったら、もうちょっと相談してくれと。別なものをつけてもらったほうがよかつたよ、ベンチをつけてもらったほうがよかつたよとなるわけです。

だから、愛好会もちゃんとやられているところとやられていないところがあると私は思いますけれども、いずれにしても、市は当然いろいろお考えになっておつけになっていると思います。しかし、少なくともつける際には、公園愛好会と相談をされて、今度こういうことで遊具の更新をしたいと思いますけれども、どういうふうなものを、カタログもお見せして、こういうものをつけたいと思いますが、どうですかということですよ。そういうことを相談されてからぜひ決めていただきたいと思うのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

今年度、遊具の更新はかなりございます。それで、山口委員がおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。原案ができた段階で、ふだん公園の管理に協力していただいている町会あるいは愛好会、こういった方々と中身を詰めてやっていきたいと考えています。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

○安齋委員

◎公園遊具の更新について

今、公園の遊具の話が出たので、今回、来年度予算にも計上されていますから、一言だけ私の地域のいしやま公園のたしか遊具の更新も入っていたと思いますので、その点を踏まえて、町会や公園の利用している人たちと検討して進めていただきたいと思います。

これは一言だけ述べさせていただきます。

◎住宅リフォーム助成事業について

住宅リフォームについてなのですが、各委員がいろいろ質問されて、一生懸命やっていたのに、たくさん質問があり、かわいそうだなと思って見ていたのですけれども、私は1点だけ。

取りやめ件数についてなのですが、この取りやめ件数についてを、もう少し業者とか申請者にもお伝えして、これだけ去年あったので、ぜひそういうことのないようにということを、考えられていると思うのですけれども、お伝えいただければなと思っています。

これについては、後ほど委員会が終わってからお話を聞ければいいと思いますので、答弁は要りません。

◎空き家バンクについて

前々定例会ぐらいから、空き家バンクについて質問しておりまして、これについて、平成24年第4回定例会の当委員会でも、空き家バンクについて質問をさせていただきましたがこの質疑終了後、某先輩議員より、こういういいやり方があるのだというアドバイスをいただきましたので、この前の質問と関連して、質問させていただきたいと思います。

まず、現在ネックになっているところが、市に登録する際のたぶん作業の繁雑さだと思うのですけれども、これをどうにかして、もっと簡単に業者が市のホームページに物件を紹介して、利用したい人、借りたい人とか、買いたいという人が、その物件にすぐアクセスできるような仕組みが一番いいだろうと思っています。その中で思うのは、平成24年第4回定例会の当委員会で、Aという会社がホームページで物件を出していて、ダイレクトで民間から来ればそれで終わるという話で課長から答弁をいただいていたのですが、そこで問題なのが、Aという会社が市役所を経由して物件を出していると、市を経由してそのAというところに行かなければならない。今の制度はこうなっています。であれば、市を経由しないで、何とかその空き家の物件に直接リンクできるようなシステムができないかというふうに思っておりまして、現在、登録をしている状況なのですけれども、市が簡単にホームページ内にその空き家物件の写真と最低限の情報だけを載せる、それをクリックすると、もうその業者のホームページのその物件のところ飛んでしまって、市を経由しなくてもその物件のところのページから、その業者にすぐ連絡が行

くというようなやり方にしてしまえば、市の作業も煩雑にならないし、利用者についても簡単にできるのかなと思うのですが、その考えについてどうお考えでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

個人の方と宅建業者の方が契約しています。そこに市が入ると、また両方と今度契約をしなければならない、そういう面倒くささがあるということで答弁しました。確かに、一番簡単なのはダイレクトにやるというのがいいのですが、ただ、やはり問題としては、市の要望というのも一つあり、いろいろ基準がありまして、整理があります。そのほかに、市がつくっている空き家バンク要綱というのがありますので、それはいろいろな整理が必要というのが一つあります。宅建業者と個人の方が契約しますが、こういった契約条項になっていて、それに市が簡単に入っているかどうかという話がありますし、また宅地建物取引業法というので、宅地建物取引業者が取り扱っているのですけれども、それに市が入っていくことによって、こういった問題があるかというのがあります。

そういった点を研究しないと、今、即答できませんが、確かにダイレクトでいくというお話は、現行の煩雑さを解消する一つかと思えます。

○安齋委員

もしかしたら市が直接その物件を紹介することにより、宅地建物取引業法に、ひっかかる可能性はあるかなと私もちょっと考えていたので、ぜひ研究していただきたいなと思えます。せっかくですから、クリックしてすぐ飛んで、それがすぐ活用できるようになれば、空き家対策の一つになるかなと思っておりますので、ぜひ早めに研究していただきたいなと思っております。

私がなぜそれを何回も質問しているかということ、この空き家バンクについて、目的が高齢者のまちなか居住とか、子育て世代の郊外への住み替え、地域居住というのが目的になっているというふうに課長から前も答弁をいただいまして、私もこの趣旨に賛同しておりますし、ぜひこういう取組を進めていただきたいと思っております。

なぜそれを進めたいかということ、本会議で、中松市長がどなたかの質問に対して答弁されていたのが、コンパクトシティという考え方で、今回のサービス付き高齢者住宅とか、そのようなところでどんどんまちなかに居住してもらえるようなまちづくりをしていきたいというふうな答弁もされていまして、私も実際、同様の考えであります。なぜそれがいいかというと、先ほど水道局長も水道の経営が大変だと。やはり維持・管理とかにお金がかかるということなので、まちなか居住にしていけば、山奥に住んでいる人たちがいなくなり、その間、維持・管理もお金が減ってくるし、建設部では、道路の維持補修等についても、削減できるかなと思っておりますし、そういった意味で、私はまちなか居住、コンパクトシティというのを念頭に置いて、この空き家対策について取り組んでほしいという思いがあって、何回も質問しておりました。ぜひいいものはいいという判断で、このような取組を進めていただきたいと思えます。要望して終わります。

○（建設）まちづくり推進課長

補足させていただきますが、確かにまちなか居住の一因となることで、先ほど申されたホームページ上アクセスというのは、今の市の空き家・空き地バンクから協力宅地建物取引業者にはアクセスできるようになっています。

また、そういった宅建業者の協力を得まして、ずっと今まで1件しか空き家物件がなかったのですが、3月2日に3件ほど増えまして、4件になっています。

○安齋委員

その4件は見ていますので。

それから、今回も少ないとも何も一言も言っていません。活用法についていろいろ議論できればと思って言っていますし、しっかり増えているのを見ましたし、リンクを張っているのを見ました。

◎除排雪について

次に、除排雪に関連してなのですけれども、いろいろ議論があったと思うのですが、私からは、まず、この2年

間議員をやらせてもらって一番感じているのは、やはり一部の心ない人の、市の除雪や排雪が終わった後の道路への雪出しだなどと思っています、私には、バスの運転手の知り合いが結構いて、排雪とかが終わった後に電話がかかってくるのが、排雪が終わった後に市民の方がまた道路に雪を出す、雪山があるところを、雪山の内側に盛ればいいのに、道路のほうに出す、そのせいでバスがずいぶん30分ぐらいおたもい線が遅れたという話も聞きました。やはりその意識をどうにかしていかないと、一生懸命こうやって15億円の予算をつぎ込んでやっていったとしても、来月には消えてしまう雪のために、またやらなければいけないという状況になり、イタチごっこのような、そういう状況になってくるとと思いますので、できれば市民啓発の方法を考えていただきたいと思っています。

その観点で、今回、入船六三町会で、地域の方々がお金を出し合って、先ほどの貸出しダンプとはまた話は別になるかもしれませんが、除排雪を自分たちでやったと。これがすごくよく、どんどんほかの沿線の地域の方に浸透して行って、かなりの延長で自分たちでみずから、自助、公助の考えではないのですけれども、そういった形で自分たちは自分たちでやるのだという意識がすごく進んでいまして、私も本当は質問する前にもうちょっと情報収集できればよかったですけれども、なかなかその時間がなかったものですから、そういった話とか、ほかにもそういう活動が小樽市内で進んでいるかどうか、もし情報があれば、お示してください。

#### ○（建設）雪対策課長

今の貸出しダンプ制度を利用していない町会等の独自の排雪なのですが、正直、私どもも全ては把握しきれていない状況です。ただ、認識しているところでは、例えば堺町通りが独自にやっているということと、花銀通りですか、あそこはいつもきれいだというのが、市は一切排雪を入れていないのですけれども、町会でやっていただいているというのがあります。それ以外に静屋通りですとか、商店街中心にやられているということです。さらに、銭函の北海道職業能力開発大学の裏にあかしゃタウンがあるので、あそこについても町会独自で、貸出しダンプを利用しないで排雪していただいているという町会協力というのがあります。

先ほどの貸出しダンプの話もあるのですが、市の排雪と民間の協力というのをやっていかないとやはりこれからの時代はだめだというふうに思っていますので、行政と市民の役割分担というものを明確化しながら、どういった形でやっていけば冬の暮らしが快適になるのかというのは、考えていきたいというふうに思います。

#### ○安齋委員

私が考えるのは、そういった取組をどんどん市のほうでアピールしていくと、逆に地域のほうは、ああ、そういった取組、自分たちでもできるのかなという意識づけになると思っていまして、広報おたるにそういった取組を載せてあげるとか、ホームページに載せるとか、そういう人たちをもっと持ち上げて、それを逆に市としての思いどおりのものに動かすという、リーダーシップをうまく使っていくような形がよろしいのかなと思っています。

あと、市民のモラルについてなのですが、この間、私に苦情を寄せていただいた方から言われたのは、道路に雪を落としたりとか投げ入れた人には、罰則ぐらい設けろというような話が聞かれたのです。確かにそれぐらいやらないとだめですよという話で終わってはいるのですが、罰則はないにしろ、何かそういった啓発の方法は絶対考えていかなければいけないと思っていますので、ぜひいい事例とそういった事例をあわせて、いろいろな啓発をしていただきたいと思います。

#### ◎小樽公園の整備計画について

次に、小樽公園の整備についてです。

先ほど質問がありましたし、今回、予算でも測量調査というのが入っていますが、小樽公園の整備計画について、まず、どういったお考えで今後進めていくおつもりなのか、方針があればお聞かせいただきたいと思っています。

#### ○（建設）公園緑地課長

小樽公園の設計は、今回、予算計上させてもらっています。それで、全体の年次計画といいたいでしょうか、それは平成25年度に測量と実施設計をやって、26、27年度で工事をやりたいというふうに考えています。内容ですけれど

も、見晴台周辺と日本庭園を中心に整備を進めてまいりたいと思っております。特に日本庭園では、池の改修あるいはその修景を考えています。

○安齋委員

そう言う、全体の話ではなくて、今回はその一部分の整備だという認識でよろしいですね。

それと、以前に小樽公園再整備基本計画があって、途中でやめて、こどもの国のところを、遊具を置いて終わっている状況ではあるのですけれども、あ那时的計画では、見晴台のところからずっと駐車場を整備したりとか、そういう結構大きな規模でやるというお話があったのですけれども、その考えはないということでもよろしいですか。

○（建設）公園緑地課長

小樽公園は23.5ヘクタールという大きな公園ですので、全部を同時というわけにもまいりませんので、今回のこの3年間でやるというのも、全体整備の一環としてやらせていただきます。

○安齋委員

そうであれば、全体の計画も少し何か絵を描いているとか、思い描いていることはあるということでもよろしいですか。

できれば、若い世代に対しての市民サービスとか、まちづくりを念頭に置いて活動しているのですけれども、子育て世代とか若い人からいろいろ話を聞くと、やはり札幌とか手稲のように大きな公園が小樽はなかなかない。子供を自由に遊ばせたりするところも少なく、やはり結局札幌に行かなければいけないのだよねという声はよく聞いています。小樽公園もあるのですけれども、やはり小樽公園だと駐車場が少なかったり、ちょっと山坂があって、なかなか子供を自由に走らせるということができないという状況もありますから、そういった本市唯一の大きな公園の整備なので、ぜひ札幌とかいいまちの大きな公園をまねして、子育て世代が自由に遊びに来られたり、少しでも憩えるような整備にしていっていただきたいと思っています。

これは私の考えなのですが、その点を踏まえて検討していただけるかどうか、お聞かせいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

確かに、札幌のように新たにつくるということであれば、そういったこともあっていいのでしょうかけれども、公園に限らず、本市自体は車社会になる前にできたまちなものですから、公園自体も車社会を前提にしていないもので、しかも自然の地形ですので、札幌に比べて平らでないものですから、なかなかすぐに札幌のような形にはなりませんけれども、いずれにいたしましても駐車場があれば、商店のスーパーでもそうですけれども、そういうところも客がたくさん来ますから、それは念頭に置いてやっていきたいと思えます。

○安齋委員

ぜひよろしくをお願いします。

あと1点、この計画の中で、本市の教育委員会としては、総合運動公園という位置づけで、体育館とか野球場とかも少し手入れしていかなければいけないのだという考えがあるというふうに聞いていますので、建設部も教育委員会とどういった公園計画がいいのかというのを、少しでも連携していただきたいと思えます。それこそ、教育委員会のほうではここの運動公園と思ってやっていたけれども、建設部のほうでは違う動きになって、またせっかく小樽の大きな公園ということですので、そこは連携してよりよい公園をつくっていただきたいなと思えますので、これは要望になるのですが、お願いします。

◎除排雪について

最後、除雪で追加でもう1点、私は議員にならせてもらってから、結構各地いろいろ見させてもらったのですけれども、本市の除雪はかなりレベルが高いなと思っていて、お隣の市の名前は言いませんけれども、その市に行くと、道路の幅が本当に狭くて雪山が高く、私が前に住んでいた家の前とかも通学路なのですけれども、すごい雪山で、本市よりも全然除排雪が行き届いていないという現状があって、こういったところも市民にも知っても



らわないといけないなと思っています。

というのは、市民は小樽市のことしか知らないのです、市が何も予算をつけないとか、議員がいるところばかりきれいにしてきたとか、何かそういう話ばかりするのですよね、本当に。そんなことないのですよと言ってはいるのですけれども、少し本市と他都市のことを、どうするかというのはできないのでしょうかけれども、本市の除雪はいいのですよというのも、少し知ってもらえるような取組も大変必要だなと思っていて、先ほど話した啓発の部分で、何かうまくできればなと思っていますので、その辺をちょっとお考えをいただいで、啓発を進めていただきたいなと思います。

#### ○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 30 分

再開 午後 4 時 58 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について並びに陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については採択の討論を行います。

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方については、今年度の市の予算は2,000万円であり、申込者が多くても100人を抽出し、補欠者を30人にし、予算を2,000万円の範囲でおさめるようにするという事です。抽選で対象者を選定しますから、昨年、抽選から外れた方は、また今年も外れる可能性もあり、ましてや平成24年度予算が大きく残ったことで、リフォーム助成制度への信頼も薄れることになるのではないのでしょうか。

昨年の第4回定例会では、24年度の余った予算を上乗せして、もっと多くの市民に助成するように求めました。24年度の工事請負業者のアンケートでは、リフォーム工事の請負金額が増えていると回答した業者は56パーセントで、実績は補助金の14倍以上になっており、この制度の経済効果が高いことが示されております。経済活性化の上でも、陳情の願意は妥当です。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてです。現在、火災を起こした所有者と連絡がとれないという困難さもありますが、引き続き連絡をとる方法を検討して、連絡がとれたら、行政代執行もあり得ます。空き家の適正管理策定については、今、検討が始まっており、この願意は妥当であります。

詳しくは本会議で述べます。皆さんの賛同をお願いして討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたします。

次に、陳情第312号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

最後になりましたが、この 3 月末をもって退職される理事者がおられますので、御紹介し、一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

退職されるお二人におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして、感謝を申し上げたいと思います。

蓄積された技術の財産をぜひとも退職された後も、何らかの形で本市の発展のために使っていただければありがたいというふうに私個人も思っているところでございます。

いずれにしましても、第二の人生におかれましても、健康に十分注意をされまして、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げる次第でございます。大変お疲れさまでございました。

本日は、これをもって散会いたします。